

平成 2 7 年舟形町議会
第 4 回定例会会議録

舟形町議会

平成27年舟形町議会第4回定例会会議録

招集年月日 平成27年12月4日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 12月8日 午前10時

応招議員(10名)

1番 伊藤 欽一 6番 斎藤 好彦

2番 小国 浩文 7番 佐藤 広幸

3番 石山 和春 8番 叶内 富夫

4番 佐藤 勇 9番 加藤 憲彦

5番 奥山 謙三 10番 八 欽 太

不応招議員(なし)

平成27年12月 8 日（火曜日）

第 4 回舟形町議会定例会会議録

（第 1 日目）

平成27年舟形町議会第4回定例会第1日目

平成27年12月8日(火)

出席議員(10名)

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	10番 八 歙 太

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長	奥山 知雄	教育委員長	太田 二三男
会計管理者	結城 恵美	教 育 長	齊藤 涉
総務課長	中山 進	教育次長	叶内 範夫
まちづくり課長	沼澤 繁夫	農業委員会会長	加藤 勝義
税務福祉課長	矢作 めぐみ	代表監査委員	渡邊 敬子
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	沼沢 弘明	監査事務局長	高橋 明彦
地域整備課長	伊藤 幸一	選挙管理委員会書記長	中山 進
総務課財政管財班長	小野 芳喜		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋 明彦	主 任	石川 忍
--------	-------	-----	------

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 本期受理の請願

請願第4号 TPP交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める陳

情

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

日程第6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから平成27年第4回定例会を開会いたします。
直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名します。1番伊藤欽一君、6番斎藤好彦君の両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題とします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議されておりますので、叶内議会運営委員長より報告をお願いします。

8番 平成27年12月1日開催の議会運営委員会において、12月定例会の会期について協議をいたしました。

平成27年12月定例会の会期は、本日8日から10日までの3日間にする 것과議決いたしました。以上、報告いたします。

議長 お諮りします。本定例会の会期は、叶内委員長報告のとおり、本日から10日までの3日間と決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日より10日までの3日間とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第4 本期受理の陳情

議長 日程第4 本期受理の陳情を議題とします。

朗読は事務局長が行います。

議会事務局長 それでは、議案書の2ページをお開きください。

本期受理の陳情。受理番号4。受付年月日、平成27年11月20日。件名、T P P交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める陳情。陳情者、山形市大字門伝字裏城1番地、農民運動山形県連合会 会長、花鳥賊義廣。

3ページの趣旨になります。

趣旨、2015年9月30日からアメリカのアトランタで行われたTPP環太平洋経済連携協定閣僚会合は、会期を何度も延長し、しかも交渉参加12カ国の閣僚が全員そろわないという異例な状況の中、「大筋合意に達した」と発表して閉幕しました。

甘利担当大臣は、主食である米にTPP輸入枠を新設、牛肉・豚肉の関税の大幅引き下げなど重要農産品での関税削減や輸入枠の拡大を受け入れたにもかかわらず、「関税撤廃に例外をつくったから国会決議は守った」としていますが、国会決議は、主要農産品は交渉から「除外または再協議」なのです。

しかも、米粉調整品、一部加工品では、関税削減や撤廃、さらには鶏肉、卵、果汁、リンゴ、ブドウなど、その他関税が設けられている農産物の半分は協定発効後数年か即時、関税撤廃することを受け入れるなど、農業生産や地域経済に甚大な影響が及ぶのは必至です。また、国有企業の規定やISDS条項、さらには医療分野への営利主義強化、食の安全侵害など、各界から表明されている懸念への説明は何もありません。政府は、相手国から何を要求され何を譲歩したのか、合意の詳細について国会と市民への説明を速やかに行い、国民的な議論を保障すべきです。

政府は、自民党の選挙公約も、自民党が主導して行った衆参農林水産委員会の決議も無視して「合意」しながら、「巨大な経済圏ができる」「TPPは21世紀の世界のルールになる」などと「成果」を誇っています。この姿勢は、到底許されるものではありません。政府は、「合意」を撤回すべきです。ましてや、この「合意」に基づくTPP協定への調印、批准は認められません。

以上の趣旨から、下記の事項について地方自治法第99条の規定に基づく意見書を政府及び関係機関に提出して下さるよう陳情いたします。

記

1. TPP「大筋合意」の詳細と協定本文を速やかに開示し、国会・国民の議論を保障すること。

1. 国会決議に違反する「合意」は撤回し、協定への調印・批准は行わないこと。

以上です。

議長 審査の方法についてお諮りします。

8番 陳情第4号は総務振興常任委員会に付託をし、今会期中に審査されることを提案いたします。

議長 ただいま、8番議員より、陳情第4号は総務振興常任委員会に付託し、今会期中に審査していただくとの発言がありました。そのようにすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、請願並びに陳情については、今会期中に審査することに決定いたしました。

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第5 町長挨拶並びに行政報告をお受けします。

町長 皆さん、おはようございます。

本日は、平成27年第4回の12月定例町議会を招集しましたところ、師走で非常にご多忙の折であります。全議員のご出席を賜りまして、心から厚く御礼申し上げます。

11月19日、最上総合支庁、生育概況及び作業進捗状況が発表されました。それによりますと、10月15日に東北農政局が発表した最上地域における水稻の作況指数であります。102でやや良となっているようであります。また、最上地域のうるち米の1等米比率であります。10月31日現在94.4%と、現時点では過去10年の中で最も高くなっているようであります。なお、つや姫の1等米比率であります。11月12日現在、検査進捗率約95%の段階では98.1%、出荷基準適合率が98.9%のようでありました。

さて、平成27年も師走となりました。今年度の主な出来事といたしましては、4月1日の統合舟形町駐在所の開所から始まりまして、統一地方選挙が執行され、あるいは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正による舟形町教育基本構想の策定も行われました。また、長年の懸案でありました最上小国川ダムの建設についても、めどがついたわけであります。

5月となりまして、舟形町としては55年ぶりとなる新嘗祭に献上する米とアワの圃場での修祓式が行われまして、ファミリーマートも開店したわけであります。

6月には、光生園の上棟式が行われました。さらに、新庄最上地域が連携する新庄最上定住自立圏の協定も締結いたしました。

7月に入りまして、足かけ6年、総工費4億7,000万円に及ぶ福寿野地区圃場整備が竣工いたしました。また、40年来続いております児童交流の生みの親である佐藤克己氏が逝去されまして、悲しみに暮れた時期でもありましたが、8月に入り、子供たちは中体連、あるいはスポーツ少年団の東北大会、全国大会における活躍もありました。

9月に入りまして、今まで経験のない関東・東北豪雨による災害が発生し、若鮎まつり会場のテント、机などが流出しましたが、皆様のご協力によりまして、若鮎まつりも盛会に開催することができました。皆様のご理解とご協力もあり、今年度の事業の進捗については順調に來ていると考えております。

ここで、定例会に提案しております案件に先立ちまして、9月定例町議会以降の主な行事について、行政報告を申し上げます。

まず、一つは、舟形町人口ビジョン及び総合戦略の策定であります。

急速な少子高齢化の進展と人口減少に対応するまち・ひと・しごと創生法に基づきまして、舟形町では舟形町人口ビジョン及び舟形町総合戦略を策定し、10月27日に公表したところであります。舟形町総合戦略は、平成26年12月27日に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略の政策5原則を踏まえつつ、住民の皆さんあるいは産業界、行政機関、大学、金融機関、労働団体の代表で構成されました舟形町総合戦略推進会議の審議を中心にいたしまして、ことし5月7日から11日に行った全町内会を対象とした住民との意見交換会、あるいは1,000名の方を対象としてのアンケート調査、各課との意見交換会、まちづくり審議会及び町地方創生戦略幹事会との意見交換会、さらに舟形町議会全員協議会での議論を経ながら、舟形町地方創生戦略本部がまとめたものであります。

本戦略では、2040年の戦略人口であります4,000人超過、2060年の戦略人口は3,000人超過を目標に、人口減少を抑制する戦略と人口減少社会に対応した地域社会を構築する戦略を同時に推進する基本的な考え方を示しております。

2番目に、「舟形の花嫁・お見合い大作戦」についてであります。

ふながたプロデュース「舟形の花嫁・お見合い大作戦」を10月3日、4日に開催いたしました。一昨年の参加者を中心としたフナコン実行委員会でイベントに向けての検討を重ねながら、舟形らしさを出せるように準備を行いました。男性参加者については13名の参加者がありました。女性参加者の募集については、全国各地から参加していただけるよう、インターネットの活用、ポスターの掲示、ポスティング、報道関係各社へのキャラバンなどを行ってまいりました。また、ことしは民間の結婚相談所の協力を得ることができたこともありまして、昨年度の10名を2人上回る12名の女性の参加者があったわけであります。

イベント当日は、前年度の実績、反省点を踏まえながら婚活イベントを行った結果、6組のカップルが誕生いたしました。今後は、成婚につながるようサポートを行ってまいりたいと考えております。

3番目が、地域公共交通会議、無料バス実証運行であります。

町営バスの運行について、議会の皆さんから町営バス料金無料化の検討の要望を受けながら、11月1日から12月31日までの期間、運賃を無料としての実証運行を実施しております。

実証運行を実施するに当たりまして、地域公共交通会議を開催いたしまして、国土交通省から2カ月間の実証運行を認めていただいたところであります。今後は、利用者への聞き取りなどを行いながら、地域公共交通会議で検討していただく予定としております。

新嘗祭についてであります。

10月23日、毎年11月23日に宮中で行われる新嘗祭に、舟形町から米とアワを献穀してまいりました。新嘗祭は、天皇陛下が五穀豊穰を天と地の神々と先祖に感謝する儀式であります。ことしの山形県の献穀者として、舟形町から2名が選定されました。舟形町では昭和35年以

来、55年ぶりであります。米については豊岡学氏、アワについては信夫正雄氏が選定されました。お二人には、4月の種まきから刈り取り、乾燥調整まで、県の技術指導を仰ぎながら約半年間、誠心誠意に作業を行っていただきました。豊岡さんご夫妻、信夫さんご夫妻、さらに山形県農林水産部関係者の皆さんとともに、当日無事、皇居にて献穀の大役を果たされました。町としても大変名誉なことでもあります。ご助力いただきました関係各位に御礼を申し上げたいと思います。

就労事業所スマッシュ長沢開所式であります。

舟形町で初めての設立となるNPO法人もがみ福祉ネットの障害多機能型事業所スマッシュ長沢の開所式が、11月11日、現地にて開催されました。舟形町議会議員各位、そして近隣の住民らが見守る中、ほら貝の音色が館内に響き渡る神事が厳かにとり行われました。

本事業所は、障害のある人にそれぞれの能力に応じた就労の機会を与え、社会参加、自立に向けた支援を行うものであります。町内はもとより、最上郡内からの通所者、定員15名を随時受け入れながら、就労継続支援A型事業を展開することとなります。旧長沢保育所をリニューアルした就労事業所の運営を通し、地域の皆さんとのかかわりを深めることで長沢地区の活性化につながるものになればとご期待を申し上げます。

次に、県営大堰地区の農業用河川工作物応急対策事業安全祈願祭であります。

11月13日、長沢地内の大堰頭首工工事現場におきまして、安全祈願祭がとり行われました。大堰頭首工は、昭和39年に災害復旧事業で現在の形となりまして、造成後50年が経過し、老朽化が著しく、堰堤の決壊流出による周辺への重大な被害が想定されまして、早急な整備が望まれておりました。

本事業は、山形県が事業主体となりまして、総事業費1億4,500万円、事業期間は平成26年度から28年度の3カ年で実施する計画で、平成26年度に測量設計を行い、今年度は堰堤の左岸側、平成28年度は右岸側を工事し完成する予定となっております。

以上、6件について行政報告申し上げます。

さて、本日、本会議にご提案申し上げます案件は、平成27年度舟形町一般会計、特別会計補正予算について4件、条例の設定について1件、条例の制定について1件、指定管理者の指定について2件、契約の締結について1件。

以上、9件についてご提案申し上げます。慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

なお、9月の定例町議会以降の主要行事につきましては、次に記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます、挨拶並びに行政報告といたします。

議長 日程第6 一般質問をお受けします。順次発言を許可します。

2番 それでは、質問をさせていただきます。私のほうからは2点ほど質問をさせていただきます。

最初に、「防災対策を問う」ということですが、防災対策の中でも、今回は水害対策について質問をいたします。

去る9月10日、最上町において1時間に200ミリ以上の記録的な大雨が降り、甚大な被害をもたらされたことは記憶に新しいところでありますが、そのような中、我が舟形町においても大変な水害が起き、若鮎まつり会場や、民間においては第3町内、第4町内で床下浸水4件、車の水没4台など痛ましい被害をもたらされました。

以上のことを踏まえ、今後このようなことが起こらないよう、町としてどのように対策を講じていかれるのかを伺います。

2つ目として、「農業振興を問う」。

政府においては、TPPの大筋合意を受け、今後日本農業が大きな転換を迫られています。そのような状況下で、舟形町としてどのように対処していかれるのか。

また、農業振興策として、旧富永小学校にできた農林水産物処理加工施設を有効活用し、新たな農産加工品の開発を図り、いかにして農業の活性化を行っていくのかを伺います。

町長 それでは、2番小国浩文議員の「防災対策を問う」のご質問にお答えします。

まず、被害に遭われました方々に対し、心からお見舞い申し上げたいと思います。

さて、このたびの災害についての町の対応であります。9月10日、15時13分に洪水警報が発令となったために、関係各課、総務課、地域整備課、産業振興課などの職員が、若鮎まつり会場、あるいは河川、道路などのパトロールを実施しております。

18時20分には、小国川の水位が上昇したため、防災無線で洪水警報発令のため河川に近づかない旨の全町放送を行いました。関係各課の職員は、パトロール、投網をしている方への注意、気象情報や河川の水位などの情報収集、消防団長への連絡、待機などを行ってまいりました。パトロールは、若鮎まつり会場、あるいは舟形第3町内の寺下地区、舟形第4町内の向屋地区を中心に、夜中まで随時行ってまいりました。

午前0時30分から午前1時ごろまで、小国川の上下流の水位も下がり始め、雨もそう多く降っていなかったことから、総務課危機管理室の2名の職員以外解散いたしました。

ところが、その後、瀬見地区を中心に豪雨となり、1時間足らずの短時間に水位が急上昇し、午前2時30分には若鮎まつり会場、寺下地区、向屋地区が浸水したものであります。

翻って、7月19日であります。小国議員の段取りもありまして、町内会役員と伊藤県議会副議長とともに、現地で寺下地区の浸水についての話し合いを行いました。そのときの共通認識としては、原因は小国川の増水により夫婦川の水門より水位が高くなり、夫婦川の水がの

み込めず逆流し、水門を閉めることにより夫婦川のあふれた水が寺下地区に流れ、床下浸水となっているようであります。

また、新舟形橋の下の小国川に流れ出る寺下地区からの側溝は、小国川増水のため逆流に近い状況となり、流水が寺下地区の住宅付近に滞留してしまう状況になっております。

こうした状況を解消するための話し合いで、地元の方々からもさまざまな意見が出されまして、現在、県の河川課において検討してもらうこととなりました。9月8日には、県の河川課長も来庁し、現場を視察してきましたが、県の対象事業とならないことから解決策は見出せない状況でありました。

このため、町では当面の解決方法として、1つ目として夫婦川には水門のところの高い位置に国道を横断する排水樋管を整備し、排水ポンプによる排水を計画してほしい旨の要望を県に行いました。

2つ目として、JR奥羽本線の上流で特に土砂が堆積している箇所の上り線を早急に整備してほしい旨の要望も、10月6日、県に行っております。

3つ目として、最上小国川ダムの早期完成を目指す。

そして、4つ目として、自主防災組織の中で災害の起きない体制づくりを町内会にお願いしていきたいと考えております。そのためにも、町でも、10月31日から11月1日にかけて県が主催した防災上の資格取得に職員を受講させ、資格を取得させております。

いずれにいたしましても、河川の上り線を早急に実施していただき、根本的な解決策については、工事手法、財源などを検討しなければならないと思います。この場所については、県道もあり、あるいは小国川の県河川、そして夫婦川の町河川の管理が複雑に絡んでいることから、県の指導を受けながら検討してまいりたいと考えております。

次に、「舟形町の農業振興を問う」についての質問であります。

政府は10月9日にTPP総合対策本部を設置し、TPPを活用した新たな市場開拓とともに、農林水産物の輸出額を1兆円まで拡大する方針を示しまして、さらに農林水産業をはじめTPPの影響に関する国民不安の払拭などを図るとされております。

また、山形県でも、TPP協定に関する情報の収集、分析等、適切な対応を迅速に行うため、10月21日に山形県TPP総合対策本部を設置しております。工業製品にかかわる輸出関税の撤廃などによりまして、自動車関連産業をはじめ産業界の関係が期待される一方、農林水産業については米の無関税輸入枠の拡大、牛肉・豚肉に関わる関税の大幅な引き下げ、果樹や園芸作物にかかわる関税の撤廃が合意され、マイナスの影響が生じることが強く懸念されております。

そうした中で、山形県ではTPPによるメリットを広げるために、輸出拡大など積極的な市場開拓の推進、マイナス面の影響を払拭するために再生強化に向けた取り組みの推進をすべ

きとしております。

山形県では、農林水産業における生産者等を交えた意見交換会を各ブロックごとに開催し、影響の調査と分析を詳細に行うことと予定しております。

T P P問題は、舟形町単独で対応できる課題でもなく、国の方針、山形県あるいはJ Aの取り組みと連携しながら対応していく課題であると考えているところであります。したがって、情報の把握、生産者への提供を行いながら、今後、山形県とともに対応策を検討してまいりたいと思います。

次に、農林水産物加工施設についてご説明申し上げます。

現在、株式会社舟形町振興公社と施設使用貸借契約を締結し、天然鮎の素材を生かした鮎重、酒干し、有間煮、オリーブ漬け、リエット、おにぎりの特産品をはじめ、町内で生産されたラ・フランス、ラズベリーの農産物を素材としたロールケーキ、クリームシチュー、シフォンケーキ、クッキーなどのスイーツ、あるいは西又カブ、アスパラ、ワラビ、ジャガイモ等を素材としたワラビの一本漬け、水煮、カブ漬け、ガッキ・マッシュカレー、冷凍コロケ、おみ漬けなど、新たな特産品として、職員みずからの研修や研究により開発を進めておるところであります。

また、ラズベリーを使用したシャーベットやソフトクリーム、大福やゆべしの菓子等については、新たな商品として業者委託しながら開発を行っているところであります。

加工品の販路については、県内はもとより県外での商品商談会、また東京住まいの舟形町産業経済戦略監からも情報提供をいただきながら、商談会へ積極的に参加しているところであります。販路も拡大しておるところであります。このように、徐々にではありますが、当町の農産物の加工並びに販売を進めております。

議員ご指摘のとおり、今後とも町の農業生産者より町特産品などとなる材料を提供いただきながら、さまざまな加工品の開発を行い、農業の活性化に結びつけるよう努力してまいりたいと考えております。そのためにも、株式会社舟形町振興公社のノウハウを活用しながら、加工並びに販売に取り組んでまいりたいと考えております。

2番 では、最初に防災のほうについて再質問させていただきます。

9月10日の日ですけれども、さまざまなご努力をなされたにもかかわらず、あのような災害が起きたことは、本当に大変なことではなかったのかなと私も今思っておるところでございます。

ただ、そのさまざまな対策の中で、私が足りないんじゃないかなと思うものが1つだけございます。それは、遠隔型連携というものが今うたわれているわけでありまして、最上町と当町とでは行政間の情報の共有とか、水害に対しては最上町からいただくだけになるのかもしれないけれども、そういう行政間の取り組みというものがなされているのかを伺います。

町長 今回の行政間につきましては、総務課長なりから答弁させますけれども、あのとき私も2時ころでしたか、現場に来まして、町内会長さんともお話もしましたけれども、ちょうどあのときはまっすぐ瀬見に私……、最上町役場にすぐ電話しました。機械的な連絡網というものはできていないというふうに認識していましたが、ただあのときは、宮城県でもう、集中豪雨になったと。最上町ではなくて宮城県で降ったというものが最上町に来まして、そしてついに小国川に来たということで、最上町のほうでも対策本部を設置しておりましたので、私は直接電話をして、担当者、課長さんに電話しましたところ、赤倉の測候所、それから瀬見の測候所、これはもう下火になっているという状況でありましたので、それではというようなことで、夫婦川はもちろんでありましたが舟形川、あるいは平沢川、これを巡回したところが、平沢川、舟形も一向に増水はしていないということも理解しましたので、まず最上町のほうとの連携というふうなことでなりますけれども、これから当然、小国川は最上町との連携が密接になる要素がありますので、今回の豪雨というふうなものを教訓にしながら、そういう小国議員のおっしゃるとおりの連携、あるいは考え方、連絡網の整備も必要かというふうには思います。

もう一つは、今回の小国川の水位であります。これは、その後に国土交通省の新庄河川事務所と最上8市町村の協議会が実は1週間後に開催されまして、そのときのバックデータを見ますと、この最上小国川、長者原の観測所であります。それで、2メートル56センチ水位が上がったそうであります。これは、最上小国川では最大の水位だったというデータがあります。新庄河川事務所の所長さんのほうからも、今回の最上小国川の増水というふうなものを教訓にしながら、首長に対する指摘、あるいは役場との連絡、今小国さんが言ったとおり、連絡を密にしてくださいというふうなご指導、ご指摘もありましたので、それを教訓にしながらこれから対応してまいりたいというふうに思います。

総務課長 行政間の連絡・連携でありますけれども、特に連携は今のところしておりません。それで、県のほうと町の連携といいますか、そういう情報連携については、それは確立されておりまして、県のほうからいろいろ指示は来るというふうなことでなっております、最上町さんとか、大蔵さんとか、そういった連携は今のところありません。

一応、町のほうでは情報としまして、パソコン等におきまして、河川の水位情報とかそういったものがわかるというふうなことがありますので、そういった情報を判断してやっているというようなこととなります。

それで、今町長からも答弁がありましたけれども、最上町さんのほうには連絡をして、今どういう状況なのか、上流のほうではというふうなことがあったので、私のほうからはあえて最上町さんのほうには連絡をしておりませんが、今後郡内のこういった防災担当者の会議があるときに、こういった行政間の連携というふうなものについても、具体的に会議等で話題

を提供して話し合いたいというふうに考えております。

2番 私がなぜこのようなことを言うかということ、あの日、第3町内寺下地区において、車水没と、置いてあった車が水没はわかるんですけれども、そこを走ってちょっと無理したのかもしれませんけれども、もう水に入った瞬間、車が浮き上がって、もうどうにもできなかったという話も伺いまして、不幸中の幸いではありますけれども、今、車の電気系統は車の下のほうに全部ついているものですから、すぐにだめになる可能性があったんですけれども、運よく窓のウインドーのあれがおりたということで、何とかあとそっちの本流のほうに引き込まれないで、あそこの何というか、退避があったところにひっかかったという状況を、話を伺いましたので、一步間違うとそのまま小国川の本流のほうに引き込まれる可能性が十二分にあったわけです。

不幸中にも、やっぱり人身事故にも発展しなかったということがありますので、まず雨というものは、やっぱり最上町に降ってからすぐに出てくるわけじゃないんですよ、やっぱり。1時間、2時間、下手すると3時間かかるわけでありまして、ある程度未然にというか、注意喚起は絶対にできる災害じゃないかなと思っておりますので、最上町のほうと連携ということをお願いしているわけです。そうすることによって、早目に車も移動してくださいとか、避難勧告とか避難指示もやりやすいのではないかということですので、ぜひそれはやっていただきたいと思えます。

次に、もう一つ。いや、もう一つじゃないな。あと、県道56号線は、私が生まれてからしばらくしてからあそこはできたわけです。その前は、昔はあそこは小国川だったわけでありまして。それが、旧国道47ですけれども、あそこに道路ができたおかげで川の氾濫が今防がれているわけですけれども、あそこは一の関から舟形町、本町まで、堤防としての機能を私は有しているのかなと思っておるのですが、町としてはどういうお考えでしょうか。

町長 堤防に類しているのではという質問でありますけれども、堤防を兼ねての国道であり、県道であったというふうに認識しております。

ただ、堤防はありますけれども、河川高が非常に高いというふうなものも一つネックなのかなというふうに思います。このたびのこの原因というふうなものも、やはり河川のほうが高いというふうなものがやっぱり一つの災害のあらわれではないかなと。したがって、4つの項目を今申し上げておりますけれども、まず早急にやっぱりしゅんせつというものをやっぱりすぐ、日常的にこれはすべき課題ではないかなと。あと、中長期的には、今夫婦川、あるいは排水ポンプの設置の中でしていかないとなかなか難しい課題が出てくるのかなと。

もちろん詳細については地域整備課長からでも答弁させますけれども、堤防イコール防災というふうな考え方で、これからの水害に対応するためにどうするかということ。これは、災害というふうなものは常に起こり得るものであるというふうなことで、今回の水害というふ

うなものは、我々が想像、経験したことの無いような水害であったということを反省しながら、今のご質問に対応してまいりたいというふうに思います。

整備課長から。

地域整備課長 このたびの災害につきましては、寺下の増水というふうなことで、先ほど総務課長、町長等から答弁がありましたとおり、そういった状況でございます。

それで、地域整備課として今検討していることは、県への要望、それから寺下から逆流してくる小国川の増水に対する歯どめ策というふうなことで、県の河川課長を踏まえていろいろ議論しているところでございます。

ただ、先ほど答弁にもありましたとおり、一番予防策としてしゅんせつをしていただくという、県の管理者にお願いしていくということと、あとは最上小国川ダム早期完成というふうなことでなるわけですが、その予防策を踏まえて、なおかつ災害につきましては寺下ないしは舟形第4のこのたびの経験を踏まえて、防災マニュアル的なものが必要かなというふうに考えているところでございます。以上です。

2番 夫婦川のことについては、やっぱりやらないよりはやったほうがいいと思います。しかし、私は根本的には、やはりあそこの橋の下が開いているというのが一番のネックじゃないかなと。何としてでも、あそこをやっぱり堤防機能を持たせるようなものをつくっていただいて、やっぱり排水樋管なり、常には開いていても、やっぱり逆流を防ぐためにもあそこには堤防になるようなものをつくっていただかないと、あとやっぱり安心して住民が暮らせる安心・安全な町にはならないと思いますので、時間はかかるのかもしれませんが、何としてでもその辺は町としてもこれからは一生懸命取り組んでいただきたいと思います。

あと、第4向屋地区においても、前に何か住民のほうからお伺いしたところ、堤防のかさ上げ工事が計画された経緯もあるということも伺っております。それも頓挫したのでしょうかけれども、それも含めてやっぱり地域住民の生命財産を守るためにも、そこはこれから取り組んでいく課題ではないのかなと思いますので、何としてでもやっていただきたいと思います。

町長 今、整備課長もお話ししましたとおり、答弁でも4つの解決方法ということで今答弁しましたけれども、さらに小国議員の強い意向というふうなものも反映しながら、この国道を横断する排水樋管の整備事業、これをもう少し県とも詰めながら、中長期的になるかもしれませんが、これに十分に対応してまいりたいと同時に、短期的には先ほど言いましたとおり、河川のしゅんせつ、毎年たまるわけでありまして。あそこも三、四年くらいちょっと、しゅんせつの事業がなっていないようでありますけれども、今回の原因はそれが一つの要因ではないかなというふうに思いますので、これも早急に県のほうにも、知事にも要望しておりますので、具体的にはこれから取り組んでまいりたいというふうに思います。

2番 それでは、質問のほうを変えさせていただきます。

2つ目で、舟形町の農業振興を問うということでございますが、T P P問題、政府の大筋合意を受け、一昨日、認定農業者の集まりで、県の農林課長からの説明も町長と一緒に拝聴しましたけれども、やはり私たちが1回や2回聞いただけで理解できるような、そんな易しいものではないというふうに理解しました。

しかし、やっぱり政府が前に進むわけ、大筋合意したわけですから、その辺の情報収集をこれからやっていただき、適切、適切な対応をやっていただきたいと思います、いかがでしょうか。

町長 この前、認定農業者の総会というか、私と農政懇談会という中で毎年やっていますけれども、今回はT P Pの問題ということで、山形県の農林水産部の吉田課長さん、講演いたしました、私も農林水産省から派遣になった、出向になったとか知りませんでした、私は。それで、挨拶の折に、農林省から来ているということであれば、ということで私も挨拶しましたけれども、正直言って、T P Pを1時間近くお話ししましたけれども、抽象的なものが非常に多くて、これから具体的に影響はあるんでしょうけれども、特に私のイメージは、肉関係ですか。畜産関係、これが大幅にまだ影響が大になるということは認識していましたけれども、米についても安い米が搬入なれば、日本の農家の皆さんも大変だという認識で、今小国議員が言ったとおり、1回2回ではなかなか理解しがたいものが多々あるというふうな大きな課題でありますので、これは今、小国議員が言ったとおりに、山形県なり、あるいは国とのこの動向を見ながら、山形県が対応を今図っておりますので、歩調を合わせながら、農協さんとも歩調を合わせながら対応していかなければならない大きな課題ではないかなというふうに認識したところであります。

2番 ぜひ、取り組んでいただきたいと思います。

あと、何で私がこの農業振興を問うということで、旧富長小学校にできた農産加工場なんですけれども、さまざまいろいろなものを加工して頑張っているのかなという印象を受けておりますが、その中で、ある農家の方から私に提案と、あとお願いがあった農産品目がございます。それは、メープルシロップというものでございます。皆さん、お聞きになったこともあると思いますけれども、メープルというのはやっぱりカナダから日本の国にほとんど輸入されておるわけでございますが、この日本の国内においてもやっておられるところが2つあります。1つは埼玉県の秩父市、あと山形県の金山町。この2カ所で今取り組んでやっておられるわけですが、この舟形町においてもメープルがとれると。実際とって、私も原材料を見させていただきました。これを何とか活用できないかなという農家からの提案をいただきましたので、これは何かちょっといいなと私なりに感じたものですから、この場をおかりして紹介したいと思って質問をさせていただいておるところであります。

メープルというのは、やっぱりこの日本国内ではサトウカエデというのが世界的にも有名な

品種なんですけれども、そのサトウカエデだったら1本の木から40リッターから80リッターの液が採取できます。しかし、この地区にはサトウカエデはありません。ただ、その農家の方は今、盛んに自分のところで植えているらしいんですけれども、ここにあるのはイタヤカエデがほとんどだと思います。しかし、イタヤカエデからも同じ樹液がとれるわけです。1本の木から18リッターぐらいということでしたので、舟形町では道路の見える場所で500本ぐらい確認できるよという話でした。しかし、500本から全部採取できるかというのと、やはり半分ぐらいしか、樹液を出す木と出さない木があるらしいんですけれども、それも全部把握しているそうです。それを濃縮して加工してもらえないかというお話をいただきましたので、それを一つお願いしたいなと思って質問させていただきます。

町長 この富長の農産加工施設のメニューも大分先ほど答弁しましたけれども、9月30日現在でもいろんな販売の経路も確保して、今職員の皆さんが一生懸命頑張っているようであります。300万円、400万円近くの売り上げも9月30日現在、なったようであります。

今ご質問のメープルシロップですか。カエデの木の液を煮詰めてつくるんだそうでありますけれども、私もメープルというのは初めてでありますけれども、そういうつくりたいという意向があるとするれば、特産品の商品開発の新事業があります。これは産業振興本部会議という名で農業者と商工会、いろんな団体の皆さん、十五、六人の団体がありますけれども、その場で協議しながらお互いに連携するプロジェクト事業、商品開発に最大で50万円の補助事業がありますので、もしもこういう方がやりたいというふうになれば、2人でも3人でも結構でありますので、ぜひそういう申請行為というようなことで産業振興課のほうに申し出がくれば、動き出すのかなと思いますので、具体的には産業振興課長から。

産業振興課長 大変、貴重なご意見だと思っております。私もこのメープルシロップというようなものについては、どんなものに適合してどんな商品ができるのかなというようにまだ把握はしていませんが、今町長が言われたように本部会議というふうなものがありまして、その中で特産品開発事業というふうなことで、今、最大ですが50万円というふうなものが助成できるシステムになっていますので、それについても有効に活用できればというふうに思っていますので、ぜひそういう情報がありましたら私どものほうまでお寄せいただければと思います。よろしくお祈いします。

2番 大変前向きな言葉ありがとうございます。メープルもやっぱり、品物としては、商品としては、やっぱりこれから団塊の世代の方々が高齢化を迎えるのに当たって、健康志向というのは絶対に入ってくるわけですから、そこをコンセプトに売り込んでいけば結構ヒット商品になるのかなと私なりに感じておるところであります。

あと、それを植えて、これを採取するのが2月から4月なわけです。夏に採取するわけじゃないわけです。雪なわけですから、雪を活用した観光資源、例えばスノーモービルを使って

メープルの採取のツアーとかいろんなものが出てくるのかなという思いもありますし、やっぱりなぜいいのかというと、私も農業をやっている観点から、畑を起こしたり、田んぼを起こしたり、追肥したりする必要がないわけですよ。今現在あるものを活用するのは、ただ冬に行って採取してくるだけで、何の経費もかからない。かかる経費は、やっぱりそこまで行くための、スノーモービルならスノーモービルの燃料代、足で行くんだったら別に自分の体を使うだけの話なので、本当に先行投資のない、ほとんど利益だけが上るような農作物じゃないかなと思っておりますので、それを今イタヤカエデなんですけれども、サトウカエデの苗木の助成などをしていただければ、そういうものをいっぱいこれから植えて、冬期間、舟形町においてはそのような産業がないわけですから、そういうものを、雪を利用した、活用した観光資源というものにも結びつけていければ最高なんじゃないかなと思います。そういう意味でも、これからも一生懸命取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

町長 それでは、今のご質問でありますけれども、私も勉強不足でありますので、研究しながら意に沿うように対応してまいりたいというふうに思います。

2番 では、これを有効活用して、町の振興につなげていただければありがたいと思います。これをもって私の質問を終わらせていただきます。

議長 以上をもって、2番小国浩文君の一般質問を終結いたします。続きます、5番奥山謙三君。

5番 皆さん、おはようございます。それでは、通告書に従い一般質問を行わせていただきます。私の今回の質問の主題は、「小・中学校学力向上への取り組みを問う」と題して行います。

山形県では、平成14年度から小学校において少人数学級編制を取り入れ、平成17年度からは中学校1年生においても少人数学級編制と重点教科副担任制のいずれか選択できることとし、成果の検証を行いながら義務教育段階における少人数教育を推進してきました。

平成19年度からは、全国学力・学習状況調査の結果を検証データに加え、教育委員会や学校における効果的な取り組みや課題を明らかにし、少人数教育の再構築に取り組んでいます。

2015年度実施の全国学力テストの結果は、都道府県別ランキングでは山形県が26番となっており、隣の秋田県が全国1番となっております。その中で、当新庄最上地区は県内ではどの位置にあるのかはわかりませんが、決して高いほうではないように思われます。

この結果を受けて、県としての対策として5項目提示しています。その中に、各市町村、各学校の自己分析に基づくアクションプランの作成を求めています。舟形町では、保小中一貫教育が実施されてから3年目になりますが、小中一貫教育の狙いの中に、(1)として、「学習意欲を向上させ、将来の夢や希望に向かって努力する子供を育成する。生きる力の中核をなす確かな学力を育むことが期待できる」とあります。そして、現状では、全国的な傾

向と同様に中学校入学時の学力の伸び悩みや、小学校では上位層のレベルアップが課題としてありますと記載されています。

ビーンズプランの目標にある3つの力、学力・実践力・意志力。2つの心、思いやる心・愛郷心。全て大切なことについては理解していますが、学力向上に向けた取り組みについて教育委員長に質問します。

以上です。

町長 5番奥山謙三議員の今の「小・中学校学力向上への取り組みを問う」についての質問については、教育委員長あるいは教育長のほうから答弁させたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

教育委員長 5番奥山謙三議員の「小・中学校学力向上への取り組みを問う」について質問にお答えいたします。

まず初めに、山形県の平成27年の全国学力・学習調査の結果についてですが、議員ご指摘のような結果になります。新庄最上地区では結果の公表はありませんので正確に言えませんが、決して高くはないと思われまます。

以下、具体的には教育長に答えさせます。よろしく申し上げます。

教育長 舟形町の結果について、最初にお答えいたします。

舟形町の結果につきましては、大きく県や全国との比較結果を文教民政常任委員会に示しております。昨年でございます。また、学校から出されます学校便り等でも、大きく同じように結果を示してございます。

この全国学力・学習状況調査は、小学校6年生と中学校3年生に、国語、算数・数学、そして今年度は理科を加えて実施しているものでございます。平成25年度、小学校が統合した4月の結果は、小学校、中学校とも国語、算数・数学とも芳しくなかったのですが、昨年度、26年度は小学校、中学校とも、国語、算数・数学とも好成績になりまして、特に中学校では県内でもトップクラスだったと推察しております。

今年度の結果の概略は次のようになってございます。

小学校、中学校とも全国平均と比較して、国語、理科がよく、算数・数学が悪い傾向にあります。これは県全体としても同じ傾向にあり、小学校、中学校ともそれぞれさらに実態を把握して、具体的なアクションプランを立てて、今動いているところであります。

今年度の実態を示しながら、学力向上に向けた取り組みについてご説明申し上げます。

まず、小学校ですが、「規則を守る」や「人の気持ちがわかる人になりたい」など、規範意識や学校生活にかかわる意識は高く、国語は言語活動に重点を置いた指導がなされているため学力が高い傾向にあります。また、理科は関心、意欲、学び方が高い傾向にありまして、学力も全国平均を上回っております。

小学校の課題として、算数への関心意欲が低く、学力も全国平均を下回っているということ。また、家庭学習の時間、特に平日2時間以上学習している児童が少なく、テレビなど視聴時間が長い傾向にあるということです。

次に、中学校においては、国語の関心、意欲、学び方が高く、そのため学力も全国平均を大きく上回っています。反面、数学、理科への興味、関心が低く、苦手意識を持つ生徒が多い傾向にあります。テレビやゲーム、インターネットの利用に費やす時間が多いことが大きな課題であります。

このような実態から、町としては次の4点を重点として取り組んでいきます。

1つ目は、学力向上に向けた授業改善を行うことです。大学教授を招いての校内研修や町教育講演会の実施、中央講師を招いての算数・数学授業研究会を継続して実施していきます。

2つ目は、小中が連携して学力向上に取り組むことです。特に、授業の振り返りと目当ての提示、家庭学習の充実を小中が共通して取り組みます。また、小中ごとに工夫して高みの問題に取り組ませています。

3つ目は、教育過程の見直しによる補充指導、ドリルアップ、スパイス問題シートの活用などを行います。さらに、放課後に学童保育所での町学習ボランティアの活動を現在行っておりますが、長期休暇期間中において山形大学学生による補充指導などを行っております。

最後ですが、家庭との連携による家庭教育の充実、町PTAとの連携によるセーブメディア運動の一層の充実などを図っていくという4つであります。

この取り組みについて、小中学校の全職員が参加して行う小中学校連携会議や教職員全員研修会の中で子供たちの学びや心、体についての実態、また情報を交換し合ひまして、小中学校でどのように共通して実践していけばより効果があるのか話し合いを進めているところです。その中で、ビーナスプランや小中一貫の方針についての評価も行いながら、充実に向け取り組んでいることを申し添えます。

以上です。

5番 ありがとうございます。

最初に確認ですけれども、小学校、中学校における算数・数学が低いというふうなところの文言の中に、まず小学校のほうでは、学習時間が少ない、あとテレビ等の視聴等が長い。中学校においては、テレビゲームやインターネット利用に費やす時間が多いということが、算数なり数学が結果として悪くなっている原因というふうな捉え方でいいのでしょうか。

教育長 これは算数・数学とにかかわる問題でなくて、一般的な傾向、つまり年次ごとの比較でございます。上位の年度、下位の年度、あるいは今年度の年度というふうに見たときに、先ほどのような傾向が特に著しいのですが、今年度の傾向につきましてそのようなところが目立つというふうなところで申し上げました。

ただ、算数・数学との関連については、さらに例えば系統的な学習指導であるとか、小中を通したカリキュラムがどうなっているのか。そこら辺の連携、あるいは実態。何が落ち込んでいるのか。そういったことを小中の教員同士がいろいろ情報交換しながらやっていかないと、今のところは出てこないというふうなところでございます。

5番 そうしますと、具体的にその原因というものは、これから把握していくとうふうなことでよろしいんですね。

教育長 この分析等につきましては、大きく学校ごと、それから小中連携会議のまとめの中で出てきます。それで、そのまとめはまだ出てきておりません。ただ、今のようなところが確認されるというふうなことになりますが、特に今申しあげましたように、算数・数学というのは非常に小学校、中学校と系統性が高いものでございまして、いきなり急に改善するとかそういうふうなところでないわけなんです。それが1点。

それから、2点目が、先ほど申しあげました2番目、こういうふうにやっていきますよという中の、目当てとか振り返りを大事にしていきましょうというところのそういった授業のあり方そのものが、新しく例えば来られた先生方が共通理解をどのくらいしているのかというふうなところもございまして、そういったところの情報交換をしっかりと行っていくというようなことが大変重要なことだろうと思っております。

ですので、そういった今年度の実態につきまして、どのようなものなのかのまとめ。そういったところを、今後出てきた段階でさらに見きわめまして、このアクションプランに生かしていきたいと考えています。

5番 さっきの一般質問の中で、隣の秋田県が全国1位であるというふうな実績を踏まえて、じゃあ秋田県がどのような取り組みをしているのかというようなところ、秋田県の取り組みがあります。これに対して、この機会でありますので、山形県の対応がどうなっているのか、秋田県の対応と比べながら回答していただければありがたいなというふうに思います。

まず最初に、秋田県の取り組みは、平成13年から少人数学習推進事業に県費56億円、これは累計であります。使ってきているというようなところで、この56億円の県費が、それだけの成果が上がっているのかというようなところの検証を大事にしてきたというふうな内容であります。そういったところは、当然山形県もしているかというふうに思いますが、一つ少人数学級推進事業、秋田県では20人程度の学習集団による少人数授業。これを小学校1・2年生と中学校1年生にて行っている。それ以外の学年では、国語、算数・数学、理科において少人数授業ができるように加配措置をしているというふうな内容であります。この辺のところについて、舟形町だけの問題ではありませんけれども、県としてどのような対応を行っているのかお聞きしたいと思います。

教育長 隣の秋田県につきまして、まずそのとおりでございまして、山形県の中でも秋田県の行

政の方、指導主事等呼んで、またこの最上地区でもこの3年来、いろいろ指導を受けております。また、私どもも去年教育長会で、日本一学力が高い秋田県の東成瀬村が、ここが秋田の中でも最も高い村でございまして、ここの行政、小中の実態を昨年10月に見てまいりました。

それから、今年度は、うちの舟形町の指導主幹、去年大変参考になったものですから、舟形町の教育委員会の指導主幹、中学校長、あと小中の研究主任を派遣して勉強させて、この6月にやっております。

そうした中で、今のような大きなところの、これは県としての施策として有効なんだろうというふうに思います。ただ、山形県は、平成の十何年度だったでしょうか。そこから、さんさんプランというものを実施しております、いわゆる少人数学級を全国に先駆けて実施しております。これは、当初40人学級を壊すものだというようなことで、相当文科省から反発があったわけですが、結果的に今、全国の先進県として認められて、全国的になって、秋田でもそこが参考になったというふうに聞いておりますし、少人数というのはそういった考えからなっていて、国でも現在小1を、36人以上になれば2クラスにするというふうなところまで動かしております。ですので、決して山形県と秋田県の議員指摘の1番目の問題につきましても、負けてはいないだろうというふうに私は考えております。

ただ、10月に長南委員長が退任の挨拶の中で、この方はさんさんプランを推進してきた方ですけれども、山形県としては、現在もしかしたら当初の初期の目的よりやや中だるみしているんじゃないかというふうなことを申し上げておりました。そういうふうなこともあって、現在ありますけれども、いろいろな反省はあろうかと思っておりますけれども、私は議員さんがおっしゃられた1番目の現象については、山形県も負けていないだろうというふうに思います。

少人数学級、この20人前後につきましては、山形県は逆に、今言われたように多いのかなというふうなところまで、ほかの県のほうが進んできております。ですので、私どもも今言われた小学校の低学年等は、もっともっと少なくしながらやっていったほうが効果があると考えています。以上です。

5番 確かに、山形県は非常に先駆的な取り組みをしているということで、県のほうでも自負しているにもかかわらず、学力調査の結果がなかなか芳しくなかったというふうなところで、県のほうで危機感を抱いているかなというふうなところでもあります。

その次に、県独自の学習状況調査、これは秋田県のほうでは平成14年度から実施している。さらには、その調査の採点について、学校の先生方で行うことで、その指導者が翌日からその結果を生かして指導することができるというふうな内容等がありますが、この県独自の学習状況調査というのは、県のほうではやっているのでしょうか。

教育委員長 ただいまのことについて、教育長のほうから答弁をいたします。

教育長 山形県は、やっておりますでした。それで、今年度から試行的にやっていって、来年度以降やっていきたいというふうな方針でおるようであります。

5番 秋田県のほうでも、算数・数学学力向上推進事業ということで、やはり勉強嫌いの引き金ともなりやすいというふうなことで、これらを克服するために、教育指導に卓越した力のあ
る先生を教育専門監に認定しているというふうな内容等がございますが、この辺については、
県のほうではどのような対応を行っているのか。

教育委員長 山形県の対応の仕方というふうなことについて、教育長のほうから答弁をいたしま
す。

教育長 教育専門監というものは、山形県にはおりません。指導主事でございます。秋田県のよ
うな形の教育専門監というものは、おりません。

5番 わかりました。では、山形県の新聞に、本県の学力向上への鍵はというふうなことでの新
聞記事がありまして、その中には小学校の校長先生、あと教育委員長、中学校の校長、高校
の校長ということで、各校長さん方がこの記事を載せておりました。

その中で、小学校の校長先生の中でちょっと気になる文章がありましたのでお聞きしたいと
思いますが、「さんさんプランでは、先生は児童一人一人にきめ細やかな指導をして頑張っ
ていると。ただ、配慮が必要な子供に時間が費やされているのが現状。伸びる可能性のある
子供を待たせてしまう難点があるのではないかと。きめ細やかな指導の中身を検証したい」と
いうような、これは天童の校長先生の記事でありましたが、この辺について、舟形町はこの
ようなことがあるのかないのかお聞きしたいと思います。

教育委員長 ただいまの件につきまして、小中の状況について教育長から答弁をさせます。

教育長 個別配慮を要するお子様に加配の先生が対応するというのが、やはり基本的な姿でござ
います。そうしますと、上位の子供さんがなかなかかわれないというのが、どこの、これ
は山形県、当町だけでないんですが、大きな課題になってございます。上位の子を伸ばそう
というふうな、そのためにどうするんだというようなところが大きな研究テーマになること
もございます。

それで、一つの対策といたしまして、非常に難しいわけなんです、そういった場面設定、
さまざまございますが、現在は協働の学びというものを取り入れながらやっているというの
が、上位層を伸ばす一つの形態になるのではないかとというふうに言われております。これは
何かといいますと、子供同士で小グループ化していただきまして、課題等について思考して
いくというふうなところでございます。そうした中で、上位層の子供は自分の考えを整理し
たり、さらに自分の考えを教える中で固めることができる、知識を確かなものにするんじや
ないかというふうなことが言われております。そういったデータもあるようでございますが、

ただなかなか十分な、そういったこれだという方策はまだまだ見つかっておりません。それで、授業の工夫によりまして、上位層にはこういった問題をある段階、後半の練習問題の中で取り組ませてみようと、2種類以上のものをやらせてみようと、そういった工夫をしながら各授業者は今努力しているという実態だろうと思っています。

5番 その次が、中学校の校長先生の記事の中で、学力向上への鍵というようなことで、「いい授業をする先生の授業を各校の教員が見ること。対象となる先生は校長会が人選、すぐれた授業の特徴として、子供たちに何を教えるか、何を学んでもらうかが明快でぶれていないこと。秋田県の場合、目当ての設定、自己解決、学び合い、まとめ、振り返りの徹底を実践していると。子供たちの思考力を活性化すること。そういった授業を行わなければならない」というふうな記事であります、いい授業を各教員が見るといふような場面はどの程度あるのか聞きたいと思います。

教育委員長 ただいまの質問をいただきましたが、町でもそういう形で実施しているわけでありませんが、具体的には教育長から答弁いたします。

教育長 いい授業というのは、必ずしも遠くに行かなくても、もっと言うと秋田に行かなくても、うちの町あるいは最上でも頑張っておられる先生がいます。先ほど申しあげましたように、うちの場合も、教科によって違うわけですが、そういうふうな県下でもやはりナンバーワンクラスの方がおるわけで、それを小中連携で見合うというふうなところをやってございます。ですので、そういったところはしながら、また先ほどのいろいろな課題等あれば、そこら辺をどうやっていくのかというそういった授業も、ある意味逆の意味で研究し合うというのが小中連携会議なんです。ですので、日ごろ6回ほど、最低小学校も授業研究会、中学校でも行っておりますが、そこにお互いに行ったり来たりして、必ず小中で見合うという方策をとってやっております。そういった中で、先ほど指摘のいろいろな目当て、これが本当になされているか、振り返りがなされているか。そういったところを見ていくと。

それから、秋田県の例を出されましたけれども、これも項目だけ挙げれば、基本的にはこちらでやっているものとそんなに変わらない。私は、これを本当に徹底してやっているかどうかだと思います。

あと、先ほどの教育指導、秋田県でやっているようなこととか、それから県下一斉に補助指導をやっている。これは負けています、ある意味で。山形県はしていませんが、授業そのものの先ほどのいろんなところのやつは負けていないだろうと。これを徹底して、やはり振り返りなり目当てをしっかりとやる。そういったところをやっていけば、必ずや成果に結びつくというふうに考えております。

5番 ただいま答弁していただいている内容等については、やっぱり教育委員会、町とかというふうな問題ではなくて、やはり町全体、父兄も当然、生徒も全部。やっぱりこつこつと少し

ずつやっっていくということで、これをしたから即結果として出てくるというふうなことではないというのは十分わかりますが、やはり一つ一つを確実に教育委員会、学校、父兄、町、いろんなところがかかわり合いながら、少しずつ実践していかななくては、やはり成績向上にはつながらないというふうに考えております。

そういった中で、現在各親が塾というようなところを自費でやっているかと思いますが、隣の大蔵村では、村経費で講師をつけて村主催の塾というようなものを開催しているやに聞いております。そういった中で、もっと勉強したい、もっと上を目指したいというふうなところに、現在はいろんなところに塾というような有料で行っているようですが、この辺について、町で塾を、塾講師を採用しながらそういうようなことをやっっていくという考えがあってもいいんじゃないかなというふうに考えるわけでありまして。そういったことについての考えをお聞きしたいと思っております。

教育委員長 大蔵村の事例は、今いただきました。立地条件という点では、大蔵と舟形町は交通の至便さ、その他から考えると大分状況が違うのではないかなというふうに考えられます。また、塾に行っていない子供がゼロではないかとは思いますが、町全体で塾をとということについては、今委員会の中でも相談していない状況であります。大蔵村の状況も踏まえてこの検討をしていかなければならないのかなとも思いますが、大体、学校での授業が一番ではないかなと。あと、家庭での復習、予習というその定着が、どうしてもほかから力をかりて学力を上げる、これも必要ですけれども、本質的には学校での学習ではないかなとこんなふうになっているところなんです。その部分は教育長から答えていただきます。

教育長 大蔵村の塾のそもそもの始まりは、塾、学校以外の学びを行うに、非常に地理的に遠距離であるというふうなこともございまして、そういったところを解消していくというそもそもの狙いがあったようでございます。

秋田の先ほど申し上げた東成瀬村に訪ねていったらば、村営の塾があったと。これは何かと申しますと、あのような会社形式のものではなくて、OBの方を使ってお願いしている塾である、補充指導であるというふうなことだったようです。それを大蔵のほうでやっていると。

それで、私どもは今現在、先ほどの一般答弁でも申し上げましたが、やはり町にはさまざまなメンバーがおりますので、教育ボランティアの方々に、先ほど申し上げた例えば現在は月水木金と最大50名ほど、放課後にあります学童保育の中で補充いただいております。また、大学ボランティア、山大のボランティア、これは長期休業中に参りまして、今回は3日間ほど中学生に実施いたしました。こういったボランティア、これは長期休業中にやっていきたいというふうに考えております。これを少しでも広げて、もっと回数をふやすことが、我が舟形町に合った方策かなと現在のところ考えておる次第でございます。

5番 なぜこのような提案をしたのかといいますと、やっぱり教育にかける費用、これが非常に

家庭の所得によって差があるということで、教育貧困がかなりふえてきているというふうなところが気になるところであります。やはり教育というのは機会平等にあってもいいんじゃないのかなというふうなところを考えていくと、やっぱり所得によって教育の機会が減るといようなことを考えていくと、非常にその子にとってもマイナスなのかなというふうな感じがするわけでありまして。そういったことの中で、ひとつ町の経費による塾の開催というものも検討してもいいんじゃないかなというふうなところでありまして。

時間もありませんので。私は議員になりまして、一般質問を休まず、きょうで19回目の一般質問を行ってきました。その中でいろいろな政策提言も含めて質問してきたわけでありまして、当然実現できたこと、できなかったこと、たくさんありますが、これまでその質問に対しまして真摯な回答をいただきました奥山町長に感謝申し上げたいというふうに思います。今後とも、奥山町長につきましては、健康に留意して、これからの町の発展のためご助言をいただければありがたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

議長 以上をもちまして、5番奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午後 1時02分 再開

議長 それでは、休憩前に復し、会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けします。

6番 私からは2点についてご質問させていただきます。

まず初めに、「地域経済の再生策は」と題してご質問いたします。

さきに策定されました舟形町総合戦略において、人口減少社会に対応した施策がさまざまな形で提案されておりますが、地域経済再生の具体的な取り組みをどう捉え、何をしようとしているのか、総合戦略からは読み取れないように感じております。

地域が活力を失う原因は地域経済の衰退であり、地域経済の再生こそが地方創生ではないかと考えております。町内の起業促進を図るのも一案ではあります。地域の産業、既存の商工業者、そして地域そのものを大切にすることが地域経済を再生する根幹であると思います。

地域経済の再生は、自治体としていかに稼ぐ力をつけるかであると説く先生もおります。基盤産業を核とし、豊かな地域資源を活用し、消費者の視点であらゆる可能性を模索しながら、自治体としての地域経済の再生を構築すべきであると考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

次に、「移住促進に向けた取り組みを」と題してご質問いたします。

先日、東京での研修会の際に、NPOが主催しているふるさと回帰支援センターに立ち寄り、職員の方から話を伺う機会がありました。当センターへの相談件数、ホームページでのアクセス件数、また電話による問い合わせが年々増加傾向にあり、移住希望者の関心の高さがうかがわれました。さらには、当センターで各自治体が主催しているふるさと暮らしセミナーも好評であり、今後とも移住希望者は増加するものと思われまます。

このような状況の中、県の取り組みと連携し、最上8市町村が一体となった移住相談窓口の整備が必要であると考えます。総合戦略にも掲げてありますが、空き家の利活用、雇用の場の確保など、各市町村それぞれが抱えている課題などを提供し合い、最上が一つとなった移住促進による地方創生の積極的な取り組みが必要であると考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

町長 それでは、6番斎藤好彦議員の「地域経済の再生策は」についてのご質問にお答えします。

このたび町が作成した総合戦略の地域経済の再生という観点では、基本目標1の「舟形町で「働きたい」～魅力ある‘‘しごと’’を創る～」がこれに当たります。多様な就業の機会づくりの創出による雇用力の強化を目指すものであります。

当町の地域経済の現状を鑑みてみますと、通勤あるいは買い物などを考えれば理解されるように、居住地とは別の場所で収入を得たり消費をしたりする場合は少なくありません。買い物という観点から、舟形町内購買依存率を見ますと、13.4%となっております。ただし、最上地域では新庄市、真室川町、最上町以外が30%未満と低く、小売業あるいは卸売業の集積されている新庄市に依存している傾向にあります。このようなことから、生活必需品の調達には舟形町だけでは完結しにくいという現状もありますが、町内消費を喚起するという観点から申し上げますと、プレミアム商品券の効果は大きいと思われまます。当町では、平成21年度から毎年、20%のプレミアムをつけた額面4,800万円の商品券を発行しております。今年度は地方創生交付金を活用して、2倍の9,600万円の商品券を発行いたしました。このことは、額面金額相当による経済効果が生まれております。町内商店の購買から町内商店に向けられる効果、家計の経済支援として有効な事業であり、新たな消費喚起としても効果があります。

地方創生による今回の事業で購入した方へ行ったアンケート調査であります。商品券がきっかけで買い物したという金額の割合が25%に及んでおります。

このほかにも、地域経済再生のかなめである商工業者の支援策の主なものとしては、在来工法木造住宅建築補助金、あるいはリフォーム支援事業費補助金制度があります。この事業の実績を見てみますと、事業費額で平成22年度には9,844万6,000円、23年度以降からは2億円から3億円台で推移しております。そして、今年度の11月末現在では、27年度では2億4,734万6,000円の実績があります。

このような町の支援策のほかにも、商工業振興補助金の交付、カード事業・セール事業推進

支援などを行っておりますが、9月にはもがみ南部商工会から、新たに舟形町商工業活性化に向けた要望書が町に出され、引き続き支援が求められているところであります。

さて、こうした支援策は地域経済の守りの施策と言えますが、地域経済の再生となる攻めの施策が必要になります。

そこで、現在の舟形町の強みを生かすという観点では、代表的なものを挙げるとすれば、ふるさと納税であります。これは、納税者自身から寄附金の使い道を選んでいただき、行政運営に充てるものであります。しかしながら、舟形町では地域産業の振興を目的として取り組んでいる側面があります。その結果、今期の納税額は11月25日現在、入金予定額が3億2,403万円となっております。お礼の品による経済効果、主にお米が約1億900万円、全体の74%。サクランボなどの果樹は約1,100万円、約7%となります。また、マッシュルーム関連商品、飲み物、加工品などにも少しずつ注文がふえております。

人口減少で町内の購買力が低下している中で、インターネットなどを通じて全国にPRすることが可能なこの制度が続く限り、地方の新たなビジネスチャンスと捉え、官民が一体となって取り組んでいきたいと考えております。

さらに、有限会社舟形マッシュルームであります。栽培面積50坪のハウスが39棟、年間生産量は約698トン、全国シェア約13%で第3位のマッシュルームファームであります。今回、増床するに当たって、町でも協力しておりますが、今後も町のPR、雇用機会の創出に寄与していただきたいと考えております。

また、今年度に創設しました特定の免許・資格取得に対する補助金制度並びに町内商工業の振興支援対策として、新たに起業を行う個人・法人に対して創設いたしました町起業支援事業費補助金交付要綱、加えて既存の商品開発支援事業等により新たな業を起こす企業家、業を企てる企業家の人材育成を推進することが急務であり、最大の課題として取り組んでいかなければならないと考えております。

さらに、地域経済の再生については、やはり農業の未来を考えることが重要であると思えます。意欲のある農家育成のために、国・県・町が一体となって、引き続き支援を継続してまいります。

いずれにいたしましても、地域経済の再生には官民一体となって取り組むことが非常に重要であるというふうに認識しております。

続きまして、「移住促進に向けた取り組み」であります。

NPO法人ふるさと回帰支援センターでは、UJIターンなど、地方で暮らし生活することを希望する都市生活者のために、仕事や住宅など移住に関する総合的な相談を受けて、地方への移住を促進しております。

東京都内にある当センターには、都道府県等の自治体の情報センターが入っております。山

形県では、やまがたハッピーライフ情報センターの名称で1名の専従相談員がおりまして、県内各市町村と連携し、移住に関する相談、情報提供などの業務を行っております。

また、当センターに地方の市町村が出向いて積極的にPR、移住支援制度の説明を行うふろさと暮らしセミナーも好評で、舟形町では最上管内8市町村と連携し、今年度は10月と2月の2回行います。10月に行ったセミナーには、東京と神奈川県、千葉県から30代、70代までの18名の男女の参加者がありました。主な相談内容は、住まい、仕事、新規就農、子育てなどについてのことがありました。

内閣府が昨年行いました東京在住者の今後の移住に関する意向調査であります。

東京在住者の4割が地方への移住を検討しております。また、今後検討したいと考えておる人もいます。移住検討のきっかけや移住したい理由は、年代、性別によって大きく異なりますが、30代以下の女性は結婚子育てをきっかけに地元へのUターンを考える人が比較的多いようであります。60代男女は、退職などをきっかけに二地域居住を考えている人が多いという調査結果があります。

このような状況の中で、ことし3月に立ち上げました山形県と最上地域8市町村及び関係団体を構成員とする最上地域移住交流推進協議会では、最上地域における移住・交流推進体制の整備、移住・交流に関わる情報の共有・共同発信、そして移住・交流の受け入れ体制の整備、加えて移住・交流推進にかかわる調査研究などの事業を行ってまいります。

当協議会の中に、構成団体に所属する移住施策担当者で構成するワーキングチームを置きまして、移住・交流にかかわる施策の立案、調査研究に当たります。10月に行った山形もがみ暮らしセミナーは、この最上地域移住・交流推進協議会が主催をしております。

また、ことし6月に新庄市と協定を結んだ新庄最上定住自立圏構想においても、圏域内の工業団地への企業誘致に向けた取り組みを推進し、雇用の確保に努力するとともに、8市町村が連携し、空き家・空き地情報バンクの構築を行う計画であります。この空き家バンクの作成や運営について具体的には、最上地域雇用創造推進協議会が中心となって、8市町村分の移住者向け情報発信のポータルサイトを立ち上げ、このサイトからは各市町村の空き家バンクの情報サイトにリンクするシステムとする予定であります。

また、現在の空き家の賃貸、売買における料金等については、現在は当事者間に任せておりますが、物件の内容、料金体系の信頼性を確保するため、宅建業協会などとの連携を図る計画であります。

このように、最上地域の市町村の移住施策担当者のワーキングチーム等で、課題解決に向けた情報交換、宅建業協会などからのアドバイスを受けながら空き家の利活用を図り、移住促進に取り組みたいと考えております。

6番 二、三、再質問をさせていただきます。

まず、初めに地域経済の再生の件でございますが、答弁書の中でプレミアム商品券なりふるさと納税、また各種補助金制度での実績はわかりましたが、今後町としての新たな取り組みが全然見えてこないと感じます。

この中でのプレミアム商品券、全国の自治体で98%実施しておるということでございますが、この商品券でございますが、果たして本当に受け側からして効果があるのか。また、売り上げが伸びる仕組みになっているのか、ちょっと疑問に感じることもあります。あわせて、ふるさと納税でございますが、この制度がいつまで続くのかちょっと心配なところもあります。

この中で、今これから、ふるさと納税はこれだけ伸びているわけでございます。それをきっかけにして、各生産者がもっと潤うような仕組みをもっと今から考えていくべきであるかと思えます。もっと違った角度から地域経済の再生を目指すべきであると思えますが、町長、このあたりどうでしょうか。

町長 プレミアムについては、沼澤まちづくり課長から答弁させます。

ふるさと納税でありますけれども、正直言ってこんなふうに伸びるとは予想もしていなかったわけでありまして。この事業が続く限り、継続してまいりたいと思っておりますけれども、国のほうでもこのふるさと納税、今の菅官房長官が提案しておりますけれども、今年度からも少し内容を濃くして、ふるさと納税しやすくする方法に今、チェンジを加えているようであります。したがって、このふるさと納税は続くものというふうに思いますし、何といたってもこの舟形町のみならず、各市町村、歳入がないのがこの市町村の実態でありますので、こういうふるさと納税、非常に貴重な財源であろうというふうに思います。

したがって、今現況、3億2,000万円ほどありますけれども、そのうちの半分は返して、半分が舟形町に来るわけでありまして。したがって、その半分のうちの74%が農業であるということでありまして。いわゆる米であります。ただ、この辺は、斎藤議員が申されるとおり、ふるさと納税のよさをもっと考えて、米以外の新たな商品開発というものもするためにどうするかということも、これから一考ではないかなと思いますし、それがひいては先ほどの2番議員の質問にありましたとおり、ふるさと納税の中でこの新しい商品の開発というものでしながら、商品を開発するためには新たな事業も必要でありますけれども、ふるさと納税を利活用した経済の再生というふうなものが、今の大きな町の課題ではないかなと思います。

プレミアムについては、課長から説明します。

まちづくり課長 それでは、舟形町のプレミアムつき商品券の発行のアンケートなんですが、実は今年度2回発行しております、第1回は春先に発行しておりますが、その第1回目を発行した折に、購入者の方へアンケート調査を商工会が実施しております。

商品券購入者1,081名の方を対象にして、576名の方から答えを回収した結果であります。そ

れによりますと、先ほど町長から答弁申し上げましたように、このたびのプレミアム商品券がきっかけで買い物を行った、普通は買い物は考えていないけれどもきっかけとしてはふえたということが、25%の方がそのきっかけであったというふうなことであります。そんなことで、25%の消費拡大があったというふうに分析しております。

6番 実績はわかりました。全然、私が言っている別の方向からというそういうものが出てこないで、ちょっと私のほうから質問を変えたいと思います。

先日、前の鳥取県知事で現在慶応義塾大学の教授であります片山先生の講演を聞く機会がありました。片山先生は、地域経済の再生に向けた自治体としての役割の重要性を強調しておりました。先生は、地域経済の再生はよそから企業を持ってくるのではなくて、地元にあるもの、いわゆる地域資源、それを大切に育てていくことが重要であると繰り返して話しておりました。

その中で、先生がおっしゃる対策として、まず1番目としまして独自のエネルギー開発、2番目としまして1次産業、いわゆる基盤産業の振興を強調しておりました。

片山先生がおっしゃること全てが正解ではないかもしれませんが、地域に豊富にあるバイオマス、いわゆる地域資源を活用した地域内経済循環といいますか、地域内でお金が回るようなそういう仕組みが大切であるかと思えます。この先生がおっしゃるエネルギー開発なり、1次産業の振興による地域経済の再生について、町長のお考えをお伺いします。

町長 確かに今、山形県でも、再生可能エネルギーというふうなもので取り組んでおります。残念ながら、舟形町ではいまいちの感があるのも事実であります。

これは、1次再生可能エネルギーに取り組もうとする方も二、三おります。応分の支援をしながら、町と一緒にやってみようという考えは当然持っておりますけれども、なかなか当事業主体、事業をする方々が踏み切れないというふうなものもあります。これは、町でやれと言っても、なかなかできないわけでありますので、その辺は事業主体となり得る方を選定しながら、応分の支援をしてみたいというふうに思います。

当然1次産業、舟形町は基幹産業は農業でありますので、農業が基本になりますので、1次産業が、農業がやっぱり基幹になるというふうになります。農業の取り組みについても、先ほど2番議員もTPP関連で申し上げましたけれども、私も1次産業の推進策については、ある面では農業者の意向、意見を聞きながら、あるいは6次産業に結びつける施策というふうなものも考案しながら、今まで歩んできた経緯もありますので、今TPPという問題はありますけれども、基本はやはり今、認定農業者も109名おりますけれども、要望はほとんどまず、認定農業者の要望も網羅しておりますし、予算面でも配慮したつもりであります。あとは、農業者のやる気の問題、これが一つではないかなというふうに思いますので、その辺はこれからも農業者の皆さんと語り合っていきたいなど、こういうふうに思っております。

6番 町長もエネルギーについて関心があるようでございますが、ちょっとエネルギーについてもう一回ご質問させていただきます。

ある機関紙の中で、置賜の飯豊町。飯豊町の小水力発電の取り組みが紹介されておりました。エネルギーとお金、そして仕事が地元で回る仕組みづくりということで立ち上げているその仕組みづくりでございます。まさに、片山先生がおっしゃる地域資源を利用した地域経済の再生であると思います。この取り組みにつきましては、小水力発電でできた電気を売るのでなくて、それを使って冬場でも働ける農業を起こそうという発想でございます。

飯豊町の取り組みは、今申し上げましたように、売電より村の仕事づくりということで、冬の施設園芸を導入しまして、燃料は石油ではなくて小水力発電による電気で賄うものであります。このような取り組みこそ、地域再生を図る一案であるとは私に考えますが、このあたり、町長どうでしょうか。

町長 お隣の大蔵村で、今度電力事業ということに取り組むようであります。大蔵村の村長さんもいろいろ語りながらする中で、あそこは過疎でありますけれど、柳淵発電所もありますので、そういう恵まれた環境にもあるのかなというふうには思います。

私もこの再生可能エネルギーについて、ある学識経験者の方々からも、「補助金はやりますのでどうぞやってください」というふうなお話もありましたけれども、一つは若あゆ温泉というふうなことも取り組むわけでありますけれども、なかなかやろうとする気持ちはありますけれども、例えば薪炭造林の造林を国有林野から払い下げしまして、それを利活用する手もあったわけであります。この方法をやっているのが、今最上町であります。遅きの感にしたかもしれませんけれども、まず再生可能エネルギー、やはり斎藤議員が言ったとおり、地域資源の大きなかなめが山林でありますので、それを利用した計画というふうなもの、これから随時計画していかなければならないというふうに思っております。

6番 たしか、前に私も温泉での木質バイオマスの利用を提案申し上げましたが、なかなか進まない現状にございますが、近年バイオマスエネルギーを地域内で生産し活用している、いわゆるエネルギーの地産地消の取り組みが各地で始まっております。しかしながら、地方ではエネルギー活用のための条件である人・物・金、それらが失われている傾向にございます。この困難を克服するのは自治体であるとは私は思っております。自治体为先頭に立たなければ全然進まないものであると常日ごろ思っております。自治体として取り組むべきとは私は思っておりますが、町長もう一度答弁をお願いします。

町長 今、質問がありましたとおり、何といたしても財源の問題があるだろうというふうに思います。財源といたしましても、町全体のこの財源でありますので、その辺の財源の確保というふうなことを見据えながら、これから鋭意取り組んでまいりたいというふうに思います。

6番 それでは、もう1点、エネルギーでございますが、先日議会の常任委員会で新潟のバイオ

ガスエネルギープラントを視察してきました。町長もごらんになったかと思いますが、これは食品残渣による簡単な仕組みのプラントでございまして、このプラントは若干のメンテナンスをすれば、町の特産品であるニラ、ネギの残渣も原料として使えるという話でございました。また、あわせまして、学校給食の残渣、食品残渣なども利用することによりまして、子供たちへのエネルギーの地産地消の話も社会勉強になるのではないかなと思うところがございます。このあたりのニラ、ネギについての食品残渣を利用したプラントの、何といひますか、もし町長が以前にお伺いして頭にあるのであれば、今考えていることがあるかお伺いしたいと思ひます。

町長 具体的には今、考えておりませんが、残渣を利用して発電するという構想も一つの考案であろうというふうに思ひますので、その辺は内部でよく検討してまいりたいというふうに思ひます。

6番 済みませんが、時間がないので進みます。もう一つの取組み、先ほど片山先生の言う1次産業の振興でございしますが、町の基盤産業である農業、稲作を基盤としまして、先ほど来申し上げました、エネルギーによります冬場の産業への取組みなど検討されまして、地域経済の再生に結びつけていただきたいと思うところがございます。

次、2番目の質問に移りたいと思ひます。

移住促進の関係でございしますが、町長もセンターに足を運んだことがあるかと思ひますが、支援センターの資料の中に、移住希望地の県別ランキングというのがございします。町長も見たとと思ひますが、2010年では山形県が5位でしたが、その後年々ランクが下がりまして、2013年には20位以下の圏外になってしまいました。これは、これまで何も手を尽くしてこなかったからではないかと私は思うところがございます。移住希望者がいるわけがございますので、何らかの対応が必要であったのではないかなと思ひます。このランクの推移について、町長はどのように分析されますか。

町長 正直言って、そのランクのデータをちょっと見ておりませんが、もしも（「後でいいです」の声あり）だから、後でまず熟慮して、検討したいと思ひます。

6番 本町でのさまざまな施策といひますか、移住促進に向けたさまざまな取組みを行っているとと思ひます。総合戦略にもるる書いてございします。答弁書の中にございしました最上地域移住交流推進協議会、これには本町の職員も参加しているのでしょうか。しているのであれば、その協議会での具体的な開催状況とか、協議状況とか、話し合いの内容とかをお伺いします。

町長 この協議会については、ことしの3月に発足しましたので、沼澤課長からひとつ詳細に説明させます。

まちづくり課長 この協議会は、まず山形県の移住交流推進協議会連絡協議会がありまして、その中身が各総合支庁単位に移住交流推進協議会とあります。それで、最上地域の移住交流推

進協議会は、今ただいま町長が申し上げたように3月に課長等の会議で発足成ったというようなことです。

それで、具体的な活動については、10月に行った山形暮らしセミナー、東京のセンターで行いましたが、これの実施に向けた取り組みをワーキング部会で行いました。このワーキング部会というのは、各最上地区市町村の担当者が集まって、これからのセミナーの開催に当たっての準備、それから実施、それから検討ということでやってきました。

6番 今、10月のふるさと暮らしセミナーの話がございましたが、十数名の方の参加がいたということでございますが、具体的に住まいなり、仕事なり、さまざま相談があったかと思いますが、具体的に移住を希望している方はどのようなことを思っただけでそこに参加しているのか。また、相談があった方々へ今後どのような対応をしていくのか。そのあたりをお伺いします。

町長 詳細は、沼澤課長からひとつお願いします。

まちづくり課長 一人一人の相談内容というのは資料がありませんけれども、8市町村のうちこの市町村のほうに移住を希望しているとか、それぞれ希望があつて来ているようでした。それで、仕事のこととか、やはり新規就農について、具体的な話がそれぞれの市町村の担当者にあつたようです。

6番 やっぱこのアフターフォローが一番大切だと思います。せっかくその十数名の方が相談においでくださったわけですから、何とか移住につなげるような対応を今後とも続けていただきたいと思うところでございます。

もう1点、答弁書の中にありました空き家対策等について、情報発信のポータルサイトですか。きのう、新庄市議会でも同じような答弁を新庄市長がやっておったようでございますが、このサイトの立ち上げはいつごろまで、どのような形で、その仕組み、内容についてお伺いします。

町長 それでは、沼澤課長からひとつお願いします。

まちづくり課長 最上地域雇用創造推進協議会の実践支援員という方が、新庄市のほうに派遣されておまして、この方が今現在、ポータルサイトを構築中でありまして、先ほど申し上げたワーキング部会の中では、平成28年2月をめどに公開の予定で作業を進めている状況です。

6番 実践支援員の方がいらっしゃるということでございますが、さまざまな資料といたしますかを見ますと、移住者にとって一番大事といたしますか、必要なのが、移住先での生活にかかわるアフターフォローと言われております。移住者の何でも相談係、世話役が必要であると思います。その業務を担うのが、集落支援の方であったり、私は地域おこし協力隊の方々の協力を得ればというような考えを持ってございます。

先日、テレビの特集番組で、西村山の大江町の新規就農者の移住の話題を取り上げておりましたが、ごらんになった方もおると思いますが、平成25年からこの方は始めまして、25年4

月から始めまして、これまで10人の新規就農者を受け入れしているそうです。家族も含めると20名の方が大江町に新しく住まわれているそうでございます。新規就農支援資金、これらを活用しての支援でございますが、舟形町にも大規模農家がどんどんふえてございます。この方々と連携しながら、就農希望者の支援、そしてその方々の受け入れなどを検討するのも、この移住促進の方策ではないかと思いますが、このあたりの考えについて、町長お願いします。

町長 今、斎藤議員がおっしゃったように、先ほどの大きな意味で1次産業の推進、これにつながるわけでありますけれども、今議員が申されたとおり、農業後継者の問題もありますし、新規就農者といえば町外、町内があります。とりわけ都市部からの農業の新規就農者ができないかということをお二、三年前から担当課のほうにも申し上げてきましたけれども、今斎藤議員が言ったとおり、これは可能であるというふうに思いますし、どのような仕組みでやればいいのか、私は私なりの考えがありますが、そういう1次産業、いわゆる農業者の後継者を新規就農、都市部から導入するというものが大きな課題ではないかなというふうにも思います。

6番 この大江町の取り組みでございますが、特徴的なことが、東京近郊での大江町なりの特産品のPR、販売に、その新規就農者が直接出向いて、移住希望者と直接話をするんだそうです。それで、大江町のよいところを話して、大江町に来ませんかというそういう進め方をしているんだそうです。やっぱり直接話をするということが一番大事なかなと。先ほど私が申し上げた地域協力隊というのは、そこだと思います。よそから来られた、県外から来られた協力隊の方が、直接移住希望者と話をすることによって、舟形のよいところ、悪いところ、そういう直接話をするによってどんどんと舟形に住んでいただけるような仕組みにすべきではないかと思いますが、その地域協力隊についての町長のお考えはございませんか。

町長 そのとおりだと思います。あとは、住む場所であります。住む場所は、空き家もあるだろうし、例えば大規模農家でご夫婦でいる方もおりますので、先ほどちょっと申し上げましたけれども、都市部の新規就農者を大規模農家の農家に移住させるという発想もいいのかというようなことと、もちろん協力隊の皆さんの仕事も、そういう面での仕事でありますので、今のご意見に私も同感であります。以上です。

6番 ちょっと早口になって申しわけございませんが、もう1点だけ。また違った見方と申しますか、方策でございますが、移住してくれる方は先ほどの新規就農者もよろしいわけでございますが、また誰でもいいというわけではないかと思いますが。我々が移住政策をしているというのは、持続可能な地域をつくるためであり、またこの町が残りのために何をすることかということが一番大事かと思っております。

そうしますと、私たちが望んでいるのは、先ほどの新規就農者もそうでございますが、子育て

て世代に来てほしいというのが一番の思いかと思えます。舟形町は、子育てするなら舟形町というスローガンもあるとおりに、どんどんとさまざまな施策をしておりますが、若い世代が興味を示すような子育て支援なり、医療支援なり、もっともっと充実させまして、舟形に行ってみたい、住んでみたいというような、そういう仕組みづくりをする必要があると思えます。このあたりを町長、一言でお願いします。

町長 今のご意見を本意として、これから取り組んでみたいと思えます。

6番 最後のほう、ちょっと早口になって大変申しわけございませんでした。いろいろ町長にご答弁いただきまして、これまでもありがとうございます。

これで私の質問を終わります。

議長 以上をもって、6番齋藤好彦君の一般質問を終結いたします。

続きまして、1番伊藤欽一君。

1番 私からは、2点のご質問をさせていただきます。「若者が定住できるまちづくりを問う」というようなことで、私は今年度、4つのテーマを設けて定例会に臨んでございます。今回は、私の3つ目のテーマでございます。若者が定住できるまちづくりについてご質問させていただきます。

平成22年度に策定した第6次舟形町総合発展計画により、各種の少子化対策や定住促進対策を展開しておりますが、本町の人口減少は日本全体、さらには山形県全体より早い速度で進行していると思えます。国や県のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、舟形町人口ビジョンを達成するため、今後5年間の目標や具体的な施策をまとめたものを示しております。

しかし、町内の従業者数を見ますと、ほとんどが農業、林業でございまして、95.7%となっております。そのほかの業種につきましては、町外からの就労が大変多くなっているのが現状でございます。これでは、若者が定住できるか、人口増加を目指すことができるのか、甚だ疑問であります。まずは、若者の町内企業への就労支援が必要と考えます。

また、高規格道路の整備が着々と振興しております。交通のアクセスが格段によくなっていることから、1時間ぐらいはもう、通勤範囲として十分可能だと思います。町内に企業を誘致するのが非常に容易でないとするならば、新庄の工業団地はもちろん、東根の工業団地等の企業と連携し、当町に居住し、そして通勤する仕組みづくりも推進していかなければならないのではないかと思います。町長のお考えをお伺いします。

2点目でございます。町長選挙の日程についてお伺いしたいと思います。

町長は、体調不良から3選出馬を断念しましたが、任期満了まで現職につかれるとのことであります。町長選挙告示が2月9日、投開票が2月14日の予定になってございます。真冬で寒さが非常に厳しい時期であり、町民の皆さん、特に高齢者の方々の負担は大変だと思いま

す。町民の負担軽減のため、例えば年内選挙の考え方はなかったのかお伺いします。

町長 それでは、1番伊藤欽一議員の「若者が定住できるまちづくりを問う」の質問にお答えします。

町では、現在平成22年度に策定した舟形町第6次総合発展計画を指針として、さまざまな施策に取り組んでいるところでありますが、若者が定住するまちづくりのための施策としては、生活環境の整備と雇用の確保を掲げております。

生活環境の整備では、若者が子育てしやすい住環境の提供として、これまで子育て支援住宅3棟、定住促進住宅3棟を建築、また転入者への定住支援策として、最大200万円の交付金が受けられる制度を設けました。これらの施策によりまして、町外から76人の転入者を呼び込んでおります。

さらには、今後、民間アパート家賃補助制度を創設し、若者に住んでもらうための居住環境の整備を今検討しているところであります。

次に、雇用対策についてであります。

平成22年の国勢調査によりますと、町民の就業状況であります。就業している町民が2,861人で、このうち1,492人、52.1%が町内で働き、町外で働く人が1,369人です。これを産業別で見ますと、農業・林業については町内で働いている人の割合は4.3%と低いのですが、農業・林業を除いた就業者だけで見ますと、町外で働いている人は1,347人、57.5%に上っております。町外で働く人の割合が57.5%というのは、最上管内では鮭川村に次いで2番目に高い割合であります。工業団地を抱える新庄市に近接していること、あるいは町の中心を国道13号線が縦断し、自動車専用道路のインターチェンジがあるという交通事情に恵まれていることも一因と考えております。

また、町内に就業する際の受け皿となる事業所数であります。経済センサスによりますと、平成21年が279事業所、平成24年には227事業所に減少しております。町でも情報収集を行いながら企業誘致の取り組みを行っておりますが、難しい状況であるということをご承知のとおりであります。

一方で、富長交流センター内に設置した農産物処理加工施設の町振興公社職員の配置、あるいはふるさと納税事務等を委託している株式会社まちづくり公社の立ち上げによりまして、町民の雇用が生まれていることは、起業支援を進めている中で成果の一つであると考えております。

ところで、町内従業者の状況を見ますと、町内で働いている従業者は2,106人です。町民は1,492人、70.8%、町外の住民は614人、29.2%となっております。実際に、経営者の方からも、従業員を募集しても地元町民の応募が少ないという感想をいただいております。町民雇用の受け皿が少ないということではないかと考えております。今後、町としても企業

と連携して、地元企業を知ってもらうようにPRしていく必要があると感じているところであります。

また、将来地元で働くことを考えている学生への進学支援として、現在県や産業界と連携した奨学金返還支援制度の創設も視野に入れております。このほか、昨年度から新庄中核工業団地への進出企業が舟形町民を雇用した際に、30万円の奨励金を町が交付する制度をスタートしております。今現在、1名が該当しております。また、今年度から特定の免許・資格取得に対する補助金制度を創設しております。これは、労働者のスキルアップはもとより、求職者の資格取得を支援することで企業に選ばれる人材の育成という目的もあります。

さらに、経済産業省で地域雇用、地域資源の活用、税収の増加につながるために、中長期的に創業支援体制を構築、地域に根差した創業者をふやしていくことを求められております。町でも、今年度から創業支援事業計画を策定し、国の認定を受けることといたしております。

このことにより、新たに起業・創業を目指す個人または法人の支援する支援体制の構築を町商工会あるいは関係機関と連携して、積極的に取り組むこととしております。

また、町内商工業の振興支援対策として、新たに起業を行う個人・法人へ、町起業支援事業費補助金交付要綱を定め、事業費の2分の1に相当する額または上限50万円を支援する事業を制定しております。今年度から行っているわけであります。舟形町は最上地域南の玄関口として地理的な好条件を持っていると考えております。この強みを生かすための施策として、新庄市への企業誘致を最上地域全体で後押ししようとして働きかけてまいりました。さらに範囲を広げて、通勤圏内の自治体、工業団地等との連携、関係強化については、これから情報収集を行いながら、調査研究しながら、お互いにメリットのある連携の可能性について模索してまいりたいと思います。

次に、町長選挙の日程のご質問であります。

選挙期日については、9月2日の選挙管理委員会で2月9日告示、2月14日投開票と既に決定されております。

いずれにいたしましても、任期満了まで町長職を全うし、懸案事項に道筋をつけられるよう努力してまいりたいと思います。そのことが私に与えられた責務、使命であると思います。ご理解、ご協力を願います。

1番 初めに質問した件について、再度質問申し上げます。

民間アパートの家賃の補助制度を創設し、若者に住んでもらうための居住空間の整備を検討しているというような答弁がございました。補助制度を創設するということは、予算が伴うことになると思いますが、そこら辺の財源については今後どういうふうなお考えでありますか。

町長 財源については、今回9月でしたか、補正予算で地方創生の交付金事業。これを今、今年

度は充当しております。

1番 続きまして、この民間アパートに関してですけれども、居住空間の環境の整備、非常に若者に住んでもらうための居住空間の整備というふううたわれております。その居住空間の整備というのは、特段にどのようなことを考えておられるのかお聞きいたします。

町長 住宅については、今子育て支援住宅3棟、若者住宅3棟を建設しまして、あと公営住宅もあるわけでありまして。いろいろ若い方々のニーズを聞いてみますと、アパートと子育て支援住宅以外の独身者でも住めるようなアパートという若者向けのアパートを願望している方もおるわけでありまして。これを民間の力をかりて、例えば若者向けのアパートを建設した場合に、家賃が4万円であった、あるいは5万円であったという場合、3万円にしたいと。その差1万円から2万円を、この地方交付金事業で充当しながら人口の増を図っていくという構想が、この民間賃貸アパートの事業であるというふうに考えています。

1番 先ほど、私も新庄の中核工業団地、もしくは東根の工業団地等々からの通勤を当町からというふうなことでお話、質問させていただきました。そういうふうな方のためにこの民間アパートというのを十分に活用は可能だと思いますけれども、ちなみに東根の賃貸アパート、やっぱり4万円から6万円、1LDKで4万円から5万円、2LDKで6万円から7万円というふうな調査もあります。そんなことで、それに比較して、やはり舟形町にぜひとも来たいというふうな、そういうふうな気持ちになれるような、賃貸の家賃だけでなく、ほかにもっと目玉商品的なものを何か考えていられるとすればお聞きしたいと思います。

町長 目玉商品というのは、なかなかあるようでないわけでありましてけれども、正直言って、今定住というふうなことでこれまでやってきましたけれども、その一つが子育てなり若者住宅ということで、最大200万円を補助するというふうな制度も、これは6番議員さんも言ったとおり、地域経済を活性化するための事業として、先ほどの住宅政策をしたわけでありまして。

今、舟形町から福田山工業団地、あるいは横根山工業団地、あちらに2つの大きなものがありますけれども、最近この調査をしてみますと、福田山工業団地に、今最新のデータでありますけれども舟形町からは82名行っていますから。82名、福田山工業団地。横根山と、それから福田山を合わせますと、今現在舟形町からは99名。ですから、15名が横根山と。ところが、もう少し掘り下げますと、村山のほうに大分行っているんです、今。村山。尾花沢に140名、今行っています。さらに、村山は73名、天童29名、東根63名、大石田町48名。これは学生さんも含めてでありますけれども、総勢353名が村山方面に行っているという実態がありますので、私は先ほど答弁で、新庄市に新しい企業が来て従業員1人30万円というふうなことを提案したのは私でありますけれども、最上の一円、大体今30万円、福田山工業団地の場合はその出身の市町村で従業員を確保すれば30万円を交付するわけでありまして。ですから、その辺が、村山353名、学生も入りますけれども、学生を除けばやっぱり200人から300人ぐらい

いるであろうと思いますが、この方々をどういう支援策があるのかということが、これからの大きな課題ではないかなというふうに思いますし、今伊藤議員が質問で言ったとおりに、通勤的なものというふうなものも一考ではありますけれども、いろいろ考えましたけれども、あとは財源の問題がありますので、この辺は地方創生の中でできるとすれば、そういう仕組みもやっぱり考えていかなければならないのかなというふうに思います。

いずれにしても、答弁にも載せましたけれども、舟形町はやっぱりこの新庄最上地方で一番住みやすい町であることは間違いありませんので、そういう立地条件、自然条件を利用した若者定住のありようというふうなもの。新庄市にだけ目を向けておりましたけれども、正直言って村山のほうも目を向けながら、そういう新たな施策づくりがこれからの喫緊の課題ではないかなというふうに思います。

1番 確かに、町外にたくさんの方が就労しているというようなことでございますが、町外で働く人の割合が57.5%で、鮭川村に次いで2番目に高い割合という答弁でございますけれども、確かに交通事情に当町は恵まれているのも一因であります。しかし、平成24年に227事業所が町内にあるにもかかわらず、町外で就業することは非常に憂慮すべきかなというふうにも考えております。町と企業と連携して、地元企業を知ってもらうようなPRも確かに必要だと思います。

しかしながら、従業員を募集しても地元町民の応募がないという経営者からの感想を聞いているということであれば、どうして応募しないのか、本質をもっと知り、対応すべきではないのかなというふうに思いますけれども、いかがお考えですか。

町長 まず、何といたっても、それを担う商工業者であります。それが母体になりますけれども、先ほども斎藤議員にもお話しはしませんけれども、商工業者の立場からしますと、後継者の問題があります。正直言って、今の商工業者で後継者がいないものが半分以上であるというふうに言われます。そういうふうな面でのこともありますので、ぜひとも商工業者を活性化するための方策を、やっぱりこれまで継続してやってまいりましたけれども、継続してやってきたということは、商工業者の要望をまず100%近く、要望どおり予算、あるいは人的な面、これをフォローしてきたつもりでありますけれども、この辺もひとつ商工業者ともこれからも内容を密にしながら、どういうものが舟形の場合に大事なのか。これをやっぱりそれぞれの立場で探求しながら、いい方法を見つけていくのが一番いいのかなというふうに、現段階ではそのように考えております。

1番 やはり当町に就労し、そして他町村から舟形町に住んでいただいて、就業・通勤していただく、他町村に通勤していただくというのが、人口減少に歯どめをかける一つの施策になるのかなというふうにも思いますので、そこら辺も今後十分検討していただく要項なのかなというふうに思っております。

あと、今回東根を私は先ほど出しましたけれども、確かに東根だけではなくて天童、やっぱりそこまで町長は今答弁にありましたけれども、通勤しているというようなことでもございます。それで、どうしても交通アクセスがよくなったということでもありますけれども、例えばよそから当町に住んでいただいて、例えば先ほど言いました民間のアパートでも結構ですけれども、よそから来ていただいて、ここから他町村に就労、特に村山方面に行くあたりに関しては、例えばガソリン券等々を発行するような、そういうふうな感じでもいいのかなというふうに施策としては考えられると思いますけれども、それはいろんな条件も入ってくると思いますけれども、ガソリン券の交付とか、やっぱり灯油券の交付とか、特に人を当町に呼ぶにはやっぱりそういった話も、これから施策も必要になってきてもいいのかなというふうに考えます。そこら辺、町長はどういうふうにお考えですか。

町長 まず、基本的に舟形町はインターチェンジも、あるいは立地条件、それから環境条件、農集排、公共下水道、合併浄化槽、3つの生活排水処理施設整備率が96.1%で山形県で6番目、新庄最上地方ではトップであります。こういう条件を勘案しますと、大きな視野で申し上げますと、やはり舟形町は新庄市のベッドタウン化、これを進めていくべきだろうというふうに思います。

その中で、居住環境の整備でありますけれども、財源もそう豊富ではありませので、もう一つの例が先ほど言ったとおり、民間の力をかりて、民間の皆さんでアパートなり若者向けの住宅を整備してもらおうということでもあります。それによって、舟形町に居住してもらおうと。

そして、もう一つは今伊藤さんが質問のとおり、村山とかあるいは東根、天童、尾花沢。このエリアが大部分多くなっているというふうなことであります。このために大きな意味でそういう支援と申しましょうか、若者が定住するための補完的な支援策がこれから求められるのではないかと。前に7番議員さんが、大分前ですけれども、全国の例を参照して、今伊藤議員が質問のようなことを、ご意見を賜っております。今ちょっと思い出していますけれども、それは高速交通、高速道路にかかる経費、これを補助している団体もあるやに、そういう質問でありますので、全くそういう思いなのかと思いますので、今ガソリン券というふうなこともありましたので、そういう事業というふうなものも包含しながら、何かいい支援事業があればというふうに考えてみたいと思います。

1番 いずれにしても、舟形町で若い人が多く住んで子供を育てる環境があれば、そういう環境があれば子供を産みたいという若者は少なくないと思いますので、今後そういった若者を重視した施策にも力をもっと入れていただくのが、舟形町の人口減少に歯どめをかける施策の一つなのかなというふうに考えています。

それでは、次の質問をさせていただきます。

今回、町長選に3名の方が立候補を予定しているようではありますが、二十数年ぶりの選挙に

なるのが確実の情勢になっている状況でございます。町民の皆様は、やはり冬の選挙は外に出るのが大変だと口々に言っておられるような状況でございます。私も随分聞きました。

町長は任期満了まで町長職を全うするというお考えでありますので、それに関してこれ以上は申し上げませんが、今後も町民の思いを大切にしたい町政であるよう、そして2月14日で新町長が決まるわけでございますけれども、その後の引継ぎのときには、その町民の思いを大切にしたい町政であっていただくよう一言申し述べて引き継ぎをしていただきたいと思いますというふうに考えております。町長、最後の答弁をお願いします。

町長 私も体調不調というようなことで断念したわけでありましてけれども、ただ気概は誰にも負けない今の心境でありますので、全うしてまいりたいというふうに思います。

1番 以上で、私の質問を終わらせていただきます。

議長 以上をもって、1番伊藤欽一の一般質問を終結いたします。

続きまして、3番石山和春君。

3番 私からは、2点について質問させていただきます。

まず初めに、「今年度の除雪対策について」質問いたします。

降雪期を迎え、ことしの積雪量が気になる季節となりました。こうした中で、除雪は住民にとって身体的にも精神的にも大きな負担となっております。毎年のことではありますが、特に高齢世帯では不安を持っております。

とりわけ町道除雪については、町の指導が行き届き、委託業者も卓越した技術を発揮され、町内外から高い評価を受けており、町民として誇りの除雪体制であり、日ごろのご苦勞に感謝申し上げます。

さて、当町においても、克雪対策としてこれまでも各種対策を講じてきたところでありますが、今後も冬期間生活の負担を少しでも少なくすることが住みやすい環境には不可欠であり、定住促進に結びつく重要なことであります。

つきましては、次の4点について質問いたします。

- 1、今年度の除雪方針について。
- 2、県道除雪と町道除雪の連携強化について。
- 3、高齢者世帯等への間口除雪への配慮について。
- 4、新たな町の取り組み等について、町長の考えをお伺いいたします。

次に、「空き家対策を早急に」と題して質問いたします。

空き家対策については、これまでも何度となく質問されてきました。空き家対策等の適正に関する条例も24年4月1日より施行されました。空き家対策の推進に関する特別措置法も施行になりました。町として、所有者に必要な対策を講じるよう指導助言を行っていることは承知しておりますが、依然として倒壊寸前の危険な空き家が手つかずのまま放置されている

のが実態です。

これから降雪期を迎え、ますます損傷が激しくなり、危険性も高まります。近隣住民、近隣施設への被害も発生しております。一刻も早く対応すべきであるが、町長の考えを伺います。

町長 それでは、3番石山和春議員の「今年度の除雪方針について」にお答えいたします。

今年度の町道除排雪作業については、11月広報、11月4日の第2回町内会長会議でも説明させていただきまして、除排雪作業への協力を周知しております。

除雪方針は、平成25年度において2工区制で2業者を入札で選定し、業者間の連携を図ることで除雪時間等の短縮による効率化を図るため取り組みましたが、オペレーターが自分の担当工区以外の道路状況を把握することができないことから、業者間の連携を図ることが困難で、目指す効率性が得られなかったわけであります。

平成26年度に再度見直しまして、以前の11工区体制に戻した経緯があります。理想は除雪時間の短縮、道路構造物や私有財産の破損をしない、そして町民からの苦情が軽減されることで、安心安全で快適な冬期間の生活を提供できることだと思います。

そのためには、やはり業者間または工区間の連携が必要であります。そして、除雪オペレーターの育成、あるいは農業者の農閑期の雇用確保などにおいて、町の建設業界のご理解やご協力も必要と考えております。

除雪経費の軽減策を第一義的に考えると、サービス低下につながります。かといって、幾ら経費をかけてもよいわけでないことも当然承知しております。町民の皆さんからのご理解をいただきながら、今後とも除排雪作業を実施してまいりたいと思います。

次に、2点目の「県道除雪と町道除雪の連携強化について」であります。

町民からの除雪の苦情は、国道、県道にかかわらず問い合わせが町にもまいります。国や県でもそうした状況を把握しておりまして、降雪前に国・県・市町村合同の除雪関係機関会議を開催し、情報の共有を図っております。今年度も11月25日に最上総合支庁で開催されました。町で受けた苦情は、それぞれの道路管理担当機関につなげながら、情報を共有しながら連携を図っているところであります。今年度も同様に対応してまいりたいと思います。

次に、3点目の「高齢者世帯等への間口除雪への配慮について」であります。

高齢者世帯等除雪サービスについては、高齢者や障害者世帯に対し、冬期間の雪による生活不安を解消するため、屋根の雪おろし及び玄関前雪払いなどの支援を平成16年度から実施してまいりました。この事業の玄関前の雪払いでは、自力で除雪ができないまたは親族等の協力が得られない世帯に、降雪があった際、近隣の協力者が出向き除雪を行っております。

平成26年度の実績としては、申請者が55人、協力者が50人となっております。玄関前除雪の回数が1,436回、支出額では100万5,200円。屋根の雪おろしが119回で119万円。その他重機等の借り上げ分を含め、全体では246万5,200円の決算額となっております。

町では、平成27年度から地区協力者の確保が難しい状況も考慮しながら事業内容の見直しを行い、今は玄関前除雪700円を800円に、雪おろしについては1回につき1万円を1万2,000円とし、回数も年間2回を4回にふやしております。今後も、町はもとより町内会、民生委員の皆さんにもご協力をいただきながら、高齢者が住みなれたうちで心配なく冬期間の生活を送れるよう支援してまいりたいと思います。

4点目の新たな町の取り組み等についてであります。豪雪期になると住宅密集地では宅地内の雪と道路除雪による堆雪スペースが不足する箇所が発生いたしますが、この課題解決に向け、県の雪対策総合交付金事業のメニューを活用した官民協働除排雪による地域一斉除排雪推進事業を検討したいと考えております。当事業では、地域住民の協力が不可欠であるため、実施の可能性を探る必要があります。そのようなことから、今年度は住宅や道路などの地理的な状況、道路除雪や住宅などの雪処理の状況、世帯の状況などについて、町内会長等を対象にして地域の現状と除排雪にかかわる問題、課題の検討等を行う、除排雪に係る研修会等開催事業を計画しております。

また、地方創生先行型の上乗せ交付金を活用し、冬期間に安定した生活環境を維持するための支援として、小型除雪機械購入除雪事業を行っております。

次に、「空き家対策を早急に」についての質問であります。

町の空き家対策の経過については、平成24年3月に舟形町空き家等の適正管理に関する条例が制定され、6月にはそれに伴う施行規則が制定されました。これらの制定に伴いまして、町が調査権、助言、指導及び勧告をすることができる環境を整備してまいりました。

平成25年4月から6月に、こうした環境を背景に、職員による空き家の実態調査を実施し、空き家台帳を作成しております。

当町での調査結果では、利用可能な空き家29戸、利用不可能な空き家26戸、要リフォームで利用可能な25戸で、計80戸という状況であります。その中で、石山議員の言う倒壊寸前の危険な空き家というのは、町の条例では「管理不全な状態の空き家」という用語で次のように規定いたしております。「老朽化若しくは積雪、台風などの自然災害により建物その他の工作物が倒壊し、若しくは建築材等が飛散するおそれがある状態又は建物その他の工作物に不特定の者が侵入することにより火災若しくは犯罪が誘発されるおそれがある状態」と定義づけております。

平成27年11月までの調査では、管理不全な空き家は5戸ふえまして、今現在17戸となっております。ただし、この数値は調査段階町で規定する管理不全な空き家として勧告していない件数も含まれております。

国では、ことし2月に代執行までの措置を含む空き家対策特別措置法を制定されました。市町村はこの法律に基づきまして、空き家対策計画を策定することとなっております。そのた

め、国では今年度、法律の説明会などを開催し、自治体の対応についての周知を図っております。町では、法律との整合性を図るため、条例の見直しを今検討しておるわけであります。

また、先ほど申し上げました管理不全な状態の空き家についても、法律では「特定空き家」という表現で固定資産税の軽減措置に規制を設けた規定になっております。

単に危険であるから「特定空き家」に認定した場合でも、現状での空き家所有者への危険解消のためのお願いに對し、すぐに対応できるものではないわけであります。経済的な理由で除去できない状況の方も把握しております。そうしたことに對するため、町では除却のための補助制度を制定しております。平成26年度に舟形町老朽危険空き家除去補助金交付要綱を制定し、解体工事の経費の2分の1のうち15万円を限度に非課税を対象に補助することにいたしました。平成26年度は申し込みがなく、老朽危険空き家の解消にはなりませんので、平成27年度には15万円を50万円に増額して改正しております。しかしながら、それでも活用がない状態であります。現在、来年度に向けて、対象である非課税の条件をある程度の所得を設定し、または資産に限度額を設けるなど対象を広げるための検討を行っております。

現在、地域整備課で11月に危険空き家を巡回し、調査を行っておりますが、冬期間の強風や積雪に伴う倒壊のおそれがある物件で、所有者に連絡のつくものについては、文書等で管理の注意を促していきたいと考えております。所有者に連絡がつかない物件については、屋敷外への被害対策として、なるだけ血縁者をたどりお願いしたり、あるいは地域での状況はもとより、町でも現場パトロールしながら安全の確保に努めてまいりたいと思います。あわせて、できるだけ早く解体をしていただけるように、今後とも連絡を密にして協力を求めてまいりたいと思います。

以上であります。

3番 それでは、除雪対策についての質問をさせていただきます。

ただいまの答弁の中で、国・県・市町村合同の除雪関係機関会議を開催し、情報の共有を図っていると。今年度も開催されたというふうなことです。が、県道木友地内及び沖の原地内は、車両交換ができないほど道幅が狭くなります。この件について、どのような話し合いがなされたのかお伺いいたします。

町長 詳細については、地域整備課長から説明します。

地域整備課長 ご指摘いただきました合同会議につきましては、そういった具体的な箇所の話し合いにはなってございません。県もしくは国の除雪体制についての今年度のあり方について説明がありまして、あと住民からの苦情に際しましての情報共有の仕方についての話し合いでございました。

3番 皆さんご承知のように、非常に車の交換ができないと。遠くから待っていなければならな

いというふうな状態が続いているわけです。ぜひとも安全通行のために配慮願いたいと、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、西堀住宅地では雪捨て場がなく、大変苦勞しているというふうに向っております。救急、消防などの緊急車両のためにも、排雪件数をふやして、町民の安心安全に努めるべきではないのかなと思いますけれども、ご見解を伺います。

町長 地域整備課長から。

地域整備課長 西堀、西ノ前地区のことをございますけれども、雪捨て場、確かに狭いところでございます。状況に応じて、雪の状況を把握して、排雪作業をやっていきたくと考えております。

3番 続きまして、間口除雪についてですけれども、玄関前の雪払いなど配慮しているのはわかりますけれども、高齢者世帯などは除雪車が除雪した後、非常に大きな雪の塊が玄関間口にあるということで、大変苦勞しているというふうなことをございます。そのような世帯には、機械が大きいですからなかなかそういうふうにもいかないとは思いますが、なるべく雪を置かないような配慮をしていただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

町長 地域整備課長から、ひとつお願ひします。

地域整備課長 多分、間口に置いていく除雪車というのは、ドーザーのことだと思います。ドーザーにつきましては、舟形本町、あと西堀がございますけれども、西堀とは紫山がございます。ドーザーのオペレーターの技術を要しても、多分時間が、その家だけというふうになるとある程度の区別をしながらの運転というふうなことになるかと思うんですけれども、やはりそこは作業の効率性をご理解いただいて、高齢者世帯の除雪サービス等の活用をしていただきながら対応していただくような格好で願ひしたいというふうにご理解いただければと思います。

3番 オペレーターの方には、ぜひともその旨をお伝えいただいて、なるべくご配慮していただくようお願いしたいというふうに思います。

続きまして、安全面からちょっとお伺ひいたしますけれども、町道に民家からじかに落雪することがありますけれども、人命の安全、車両の安全通行の観点から、降雪前に対象なる住宅等に指導すべきと考えますけれども、どのような取り組みをなさっているのかお伺ひいたします。

町長 事前に巡回と申しましょうか、そういう措置もやっているだろうと思いますけれども、課長のほうで詳しいことがあればひとつお願ひします。

地域整備課長 今年度、今月ですけれども、国の新庄国道維持出張所のほうで、安全でスムーズな除雪のために皆様のご協力をお願いするというふうなチラシを配布してございます。今、石山議員さんがおっしゃったように、軒の下が道路になっていて雪が落ちてくるというふう

な場所についての注意啓蒙等を図っていただくようにというふうなことで周知してございますので、そういったところが、もしまだ注意を促さなければならないところがあれば、町のほうでも啓蒙、注意等していきたいと考えております。

3番 そうしますと、落雪するおそれがある住宅等については、個別に指導なさっているというふうな理解でよろしいんですか。

町長 課長からひとつ。

地域整備課長 先ほど申しあげましたように、国のほうの国道維持出張所のほうでチラシを配布して、さらにそういう問い合わせがございましたら、町のほうから直接該当するお宅に注意を促したいというふうを考えております。

3番 これは以前に、通学路もあるというふうなことで、落雪する危険がある住宅には個々に回って指導したという経緯があると思うんですけれども、ぜひこれは子供の通学路の場合なんかは非常に危険なわけです。その辺のことを考えれば、やはりチラシで周知させているというふうなことではなく、危険な住宅に関しては足を運んででも指導すべきじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

町長 いろいろ例もありますけれども、雪が今の石山議員の言うそういう危険な屋根、住宅、道路に直接落ちてくるということで、ある方は防護柵を自分で設置して、それを防護しているというふうな家庭もあるわけでありますので、そういうものをその危険な住宅の方にもPRしながら努めていくのが、やっぱり行政の仕事であろうと思っておりますので、その辺は担当課のほうでそういう意向に沿って指導してまいりたいというふうに思います。

3番 ぜひ指導をお願いしたいと思います。

続きまして、消雪工事の発注時期についてお伺いいたします。

これまで、舟形駅前の消雪工事が三、四年前に行われました。昨年は、町道洲崎地内の消雪井戸工事も行われています。そして今、ことしも現在、町道洲崎地内の散水消雪工事が行われているわけです。これの工期が、昨年度の場合は、26年度工事ですけれども、27年2月に完成。それで、現在行われている洲崎地内の消雪工事も12月22日が工期というふうなことになっておるわけです。せめて降雪前の11月中に完成させ、工事の効果を上げるべきじゃないかと思っておりますけれども、工期を早めることはできないのでしょうか。

町長 詳細については課長から申し上げますけれども、基本的には今石山さんが申されたとおり、降雪前に完成というふうなものが一番ベターなわけでありますので、課長のほうからひとつお願いします。

地域整備課長 ご指摘の施工箇所につきましては、設計、それから施工入札というふうな格好で進めてまいりましたがけれども、施工の入札後の段階で施工の変更がございまして、今まで消雪の既製品のブロックを並べてきたところなんですけれども、カーブがございまして、その

カーブのところを現場打ちにするというふうな格好で施工の変更がございました。その点で若干おくれたというふうなところもございます。

ただ、全般的にこの事業につきましては、社会資本事業というようなことで国の事業でやっております。交付決定、それから設計の発注、そして施工というふうになってございまして、今回もし早くなればというふうなことだとすると、1カ月ほどの差が出てきたのかなというふうに思っております。

何はともあれ、これから冬を迎えるに当たり準備万端な形で降雪期を迎えるというのが基本でございます。そういったことを胸に、今後とも事務の効率化を図っていきたいと思います。

3番 なるべく降雪前に完成させていただきたいと、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどの答弁にもありましたけれども、今年度から小型除雪機の購入に助成しておりますけれども、現在の除雪機の申し込み状況はどのようになっていますか。

町長 それでは、沼澤まちづくり課長から答弁させます。

まちづくり課長 12月2日現在のデータであります。小型除雪機の補助の申請状況は8件あります。そのほかに、現在問い合わせが2件あります。

3番 そうすると、10件近くはあるというふうなことですね。補助対象要件ですけれども、7年以上所有することというふうな補助対象要件がございまして。それから、町内に住所を有する販売会社からの購入というふうなことが補助対象の要件になっておるわけですけれども、例えばことし対象になって機械を買ったと。それで来年、次の年にそうしたらまた別の補助が出たというふうなことというのは、これはないわけですか。

町長 ことし買って、石山さん、来年がどうなったの。（「済みません」の声あり）

議長 暫時休憩します。

午後2時40分 休憩

午後2時41分 再開

議長 会議を再開します。

町長 では、詳しいことは沼澤課長からひとつ。

まちづくり課長 要件には、1世帯1回という要件がありまして、申請当時の条件で補助金を差し上げますので、それきりというふうなことになります。

3番 わかりました。次に、空き家対策について質問させていただきます。

管理不全な空き家は現在17戸あるということですが、建築材等の飛散により被害が発生した場合、当然所有者に責任があるわけですが、所有者がわからない場合、こういう場合は、言葉が適切かどうかわかりませんが、被害者の泣き寝入りというふうなことになるのでしょうか、どうでしょうか。

町長 所有者が、実態がわからないというふうな空き家をどのように把握しているか。課長のほうからひとつ。

地域整備課長 法律的なところ、ちょっと不安なんですけれども、そういう原因がはっきりしている場合、所有者というふうなところの責任は問われるのは当然でございますが、今質問の中で不明の場合というふうなことなので、多分その責任を追及するためにはその所有者をやっぱり突きとめてというふうなことなので、それまで被害者の救済までの解決というふうなことにはいかないのではないのかなというふうに思います。

3番 それでは、ちょっと視点を変えますけれども、12月4日に庄内地方で突風、強風が発生いたしました。この突風、強風のために屋根瓦やトタン等が非常に飛散したということでございます。

また、ことしは全国で竜巻あるいは暴風等により屋根が飛び散り、電線にかかった、あるいは走行中の車の被害も出たというふうなニュースも多くなりました。こういう場合も所有者の責任になるのかお伺いいたします。

議長 質問者に申し上げます。一応、通告の趣旨に従った質問をお願いしたいと思います。答弁。

町長 包括的な自然災害になりますけれども、基本的には空き家の場合は、これは所有者の責任であります。解体するにしても、代執行するにしても、当然所有者がその負担に供するという基本的な原則は変わりません。ですから、自然災害で台風とかになった場合のことについては、ちょっと別な見解だと思えますけれども、その辺は課長が理解していれば課長から答弁させますし、その辺が法的に私も見解がちょっとわかりませんが、課長からあれば課長から答弁させます。

地域整備課長 一応わかる範囲というふうなことです。自然災害については、それぞれ民間に入っている保険の活用というふうなことはもちろんですけれども、行政上のかかわりで申し上げますれば、その手続をする際の被災証明を発行するというふうな業務かと思えますけれども、その辺につきましては総務、防災担当のほう詳しいと思いますので。

町長 中山課長が詳しいと思いますので、中山課長から。

総務課長 豪雨とか強風等が災害救助法の適用になるような災害であれば、それは国のほうの仕組みと町のほうで災害に遭ったときのそういったお見舞金が制度としてありますので、不幸にして亡くなられたとか、そういった場合については、そういった災害救助法の適用のもとに支援金が支払われることになると思います。

3番 この辺、空き家の場合も、当然暴風あるいは突風、あるいは竜巻というふうなことで、当然そういうふうなことが考えられると思うんですね。そうした場合、空き家の場合は全く対象外だというふうに考えてよろしいのでしょうか。

町長 総務課長からひとつ。

総務課長 先ほど言いましたとおり、災害救助法の適用にならなければ、やはりその被害に遭われた方に対する救済措置というふうなものについてはならないのかなというふうに考えております。

3番 続きまして、空き家対策特別措置法では、先ほどの答弁では行政代執行ができるという答弁でした。2月に施行されてから10カ月、間もなく1年になるわけです。このような状況を踏まえて、代執行をする予定があるのかないのかお伺いいたします。

町長 今、その仕組みづくりを多分担当課でやっていると思います。さっきも言ったとおり、代執行をしたとしても、これは所有者の負担になります。その辺をやっぱり精査していかないと、むやみに代執行したとしても、例えば非常に危険だというふうなことで代執行しなければならないケースもあるかもしれません、これは。そういう例が全国各地でありますけれども、ただその代執行の経費、これを請求したところが全然返ってこないというふうなケースもあるやに聞いておりますので、代執行についてもそういうものも参酌しながら執行していかないとなかなか難しいのかなと。ただ、基本は代執行しても所有者が負担しますよと。そのために除却の補助金を50万円差し上げて、進んでやってくださいという指導はこれから努めてまいりたいということになります。

3番 最後にお聞きしますが、例えば代執行した場合、国・県からの支援というのはあるのでしょうか。

町長 ありません。

3番 ありがとうございます。質問を終わります。

議長 以上をもって、3番石山和春君の一般質問を終結いたします。

本日の日程は、これで全て終了いたしました。

あすは委員会審議のために休会いたします。

本会議の再開は明後日、10時より行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時50分 散会

平成27年12月10日（木曜日）

第4回舟形町議会定例会会議録

（第2日目）

平成27年舟形町議会第4回定例会第2日目

平成27年12月10日(木)

出席議員(10名)

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	10番 八 歙 太

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長	奥山 知雄	教育委員長	太田 二三男
会計管理者	結城 恵美	教 育 長	齊藤 涉
総務課長	中山 進	教育次長	叶内 範夫
まちづくり課長	沼澤 繁夫	農業委員会会長	加藤 勝義
税務福祉課長	矢作 めぐみ	代表監査委員	渡邊 敬子
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	沼沢 弘明	監査事務局長	高橋 明彦
地域整備課長	伊藤 幸一	選挙管理委員会書記長	中山 進
総務課財政管財班長	小野 芳喜		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋 明彦	主 任	石川 忍
--------	-------	-----	------

議事日程

- 日程第 1 議案第60号 平成27年度舟形町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第 2 議案第61号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)について
- 日程第 3 議案第62号 平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 4 議案第63号 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2

号) について

- 日程第 5 議案第 6 4 号 舟形町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の設定について
- 日程第 6 議案第 6 5 号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6 6 号 舟形町舟形若あゆ温泉等の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 6 7 号 舟形町農林漁業体験実習館等の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 6 8 号 平成 2 7 年度簡易水道再編推進事業（統合簡易水道）沖の原浄水場築造工事請負契約の一部変更について
- 日程第 1 0 舟形町選挙管理委員会委員及び舟形町選挙管理委員会補充員の選挙
- 日程第 1 1 委員会付託の審査報告
請願第 3 号 「経壇原水利組合管轄の農道に関する請願」について
陳情第 4 号 T P P 交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める陳情
- 追加日程第 1 発議第 6 号 T P P 交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める意見書の提出について
- 日程第 1 2 閉会中の所管事務調査報告
総務振興常任委員会・文教民生常任委員会
- 日程第 1 3 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時11分 再開

副議長 おはようございます。午前中、議長が欠席ということで、副議長が議長を務めます。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数9名です。定足数に達しております。ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

日程第1 議案第60号 平成27年度舟形町一般会計補正予算（第4号）について

副議長 日程第1 議案第60号 平成27年度舟形町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政管財班長（朗読、説明省略）

副議長 これより質疑に入ります。質疑につきましては、ページ、款項目を明言し、できるだけ簡潔にお願いします。

最初に、歳入について、質疑を許可します。

8番 12ページの下段のほう、雑入について質問させていただきます。この内容を見ますと、低炭素型融雪設備導入支援事業補助金となっておりますけれども、この内容をお聞きいたします。

地域整備課長 低炭素に関しては、ひだまりⅢの子育て支援住宅の大地熱の工事費の補助金でございます。

8番 これは、当初からのひだまりタウンの前の融雪装置による設計はありましたけれども、これは当初から収入の予定に入っていなかったのかどうか、その辺お伺いします。

地域整備課長 平成26年の段階で配管の部分については施工完了してございます。ただ、本体となります部分のピットの部分を補助金の対象になるというふうなことで、1年おくらせて今年度、27年度に計上して実施しているところです。

副議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長 これをもって歳入についての質疑を終結いたします。

続きまして、歳出の第1款議会費から第4款衛生費までについての質疑を許可します。質疑ありませんか。

1番 16ページ、第2款第1項の20目で、17ページの需用費148万2,000円、地域交流センター管理事業の燃料費148万2,000円とここにございますけれども、これを見ますと集落支援員配置に伴う燃料費の増というふうなことでございます。集落支援員を配置して、それだけで燃料費が148万2,000円増というのはどういうことか、ご説明願います。

総務課長 この燃料費の148万2,000円につきましては、富長小学校の道路のヒーティングをする

ために、その燃料がかかるというふうなことで、道路ヒーティングのための燃料代というふうになります。

1番 というふうなことで、参考資料ということで、一般会計第4号補正、主な事業ということで前段にいただいておりますけれども、この中で集落支援員配置に伴う燃料費の増というふうなことで、具体的内容ということで説明がございます。であれば、今の説明、ロードヒーティング等というのはちょっと意にそぐわないような気がしますけれどもいかがですか。

総務課長 済みません。この点についてはちょっと説明不足でありまして、集落支援員も配置されているというようなことと、それから学校の管理上問題もあります。それから、富永小学校の加工場もそこにあるというふうなことで、道路通行に支障を来すので、そのところのロードヒーティングを、当初そここのところについてはするというふうなことをしておりませんでしたけれども、今回そういった通行車両も多くなるというふうなことと、学校の管理もありますので、そういったことで今回計上をさせていただいたというふうなことで、今回このような説明についてはちょっと説明不足であったというようなことでおわび申し上げます。

1番 やはり最初からそういうふうなことであれば、ちゃんとした内容を載せるようにお願いしたいと思います。

副議長 答弁は。（「答弁はいいです」の声あり）ほかにありませんか。

6番 同じページ、16ページの2の1の10総合行政システム事業。右のページ、17ページで人事給与システムがマイナス240万円で、電算使用料が240万円あります。これは、この数字はわかりがあるんですか。こっちから、何というか、財源のやりくりをした数字なんですか。

総務課長 済みません。これについては、当初この人事給与システムについて、委託でしようというふうなことで考えておりましたけれども、総合行政システムの中で電算使用料の中でやっていくというようなことで、今回組み替えをさせていただいて、同じ金額が下のほうにきているというふうなことで、内容は同じであります。

6番 その内容が同じということは、この240万円をこっちに向けたということでしょうけれども、今課長のお話ですと、当初はこの人事給与システムを委託しようとしておったんだけれども、それをする必要がない、総合的なシステムの委託の中でやってくれるよという話で、こういうふうな仕組みになったのでしょうか。

総務課長 これについては、する必要がないというふうなことではなくて、人事給与システムは改修するのでありますけれども、今現在もその給与システムは動いております、これを使用料の中で整理するというふうなことで、これを一つとって契約をするというふうなことではなくて、その総合的なシステムの中で使用料とソフトを含めた使用料で整理をするというようなことに契約上するというふうなことでございますので、給与システムは変更する、改修をするというようなことになります。

6番 そうしますと、今までの給与システムで動いていますよね。今まで、契約はその中でやっておったわけでしょう。突然いきなり、じゃあ給与システムはいいですよ、全体的なその委託の中でやりますよと、途中から何でそんなに変わるんですかね。

副議長 暫時休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時28分 再開

副議長 再開します。

総務課長 済みません。このシステムについては、システムのリース期間というものがありまして、そのリース期間終了に伴いまして新たなシステムのほうに変更するわけですがけれども、これについては人事給与の改修を委託するというふうなことで考えておりましたけれども、全体の契約の中で、機器の使用料というふうなことで、それを含めたもので総合的にお支払いするというふうなことになりますので、その組み替えということになります。

副議長 ほかに質疑ありませんか。

4番 20ページ、3款3項の老人福祉事業移動販売車購入助成金補助金の400万円減額、内容をお聞かせください。

まちづくり課長 この事業につきましては、当初予算で400万円を計上して、移動販売車に補助金を出すというふうな予定でありましたが、当初ファミリーマートさんがこの事業を昨年あたりから希望されておりました、県のほうに相談しながらこの事業を進めてきたところですが、ファミリーマートさんが5月に開店したときにこの話を相談したところ、このたびは本社のほうから提供を受けておりました、舟形店のほうでは要らなくなったというふうなことで、その結果、町内の業者で希望する業者がないかというようなことで公募をしました。

それで、8月に説明会を行いまして、この事業について周知をしました。そのところ、2業者さんがこの事業について説明を聞きたいというふうなことで来たところ、当初その2業者さんがかなりやりたいというふうな希望がありまして、どちらか1業者でもと思ったところなんです、結果的にはその2業者さんとも申請しないというふうなことになりまして、このたびは、この補助金については今年度は難しいというふうなことになりまして、このたび減額というふうなことになります。

4番 今、ファミリーマートの件の話が出てきたわけですが、ファミリーマートのオーナーの方の話を伺いますと、移動販売に関しての目的は、当初の考えの目的は今も同じであると。できればいろんな形で町とも相談しながら移動販売に向けたサポートをしていきたいというふうな、今でもそういうような思いでいるということを確認しております。

この事業に関しては、やっぱり買い物弱者等々、または在宅介護等でなかなか買い物に行けないというふうな家庭が日に日に多くなっておろうかと思えます。その400万円の財源、せっかく当初で予算を組みながら、事業者の説明をしたとってなかなか開拓できないけれども、もっとしっかりした形の中でこの事業を進めていくという考えはないのか。もう一度伺います。

まちづくり課長 おっしゃるとおりだと思います。それで、町内業者さんのほうにもその旨、先ほども申し上げたとおり周知をして説明をしたんですけども、やはり難しいというようなことです。

その結果、やはり例えばJAさんあたりができないかというふうなこともありまして、私のほうから相談を持ちかけたところ、やはりJAさんでも難しいというふうなことがありましてこういうふうになったんですが、佐藤議員さんが言われるとおり、やっぱり買い物弱者対策をどうするんだというふうなことになると思えます。私どもとしては、やはり移動販売車の補助金については、やっぱり難しい現状であるので、なるべく補助率を上げたつもりであります。一般的に、ネット等を見ますと2分の1とかというふうなことでありますが、当町においては対象事業、ほぼ10倍に近い補助率をしたところですが、結果的には難しいというふうなことになります。

そんなところから、移動販売車を購入しての買い物弱者対策というふうなことはかなり難しいところがあるのかなというふうに思っております。

それで、対策としては、今考えられるのは、ファミリーマートさんが所有しています移動販売車、この辺をオーナーさんとそれから本部を通しまして、何とかそういうふうな社会貢献の一環としてご協力をお願いできないかというふうなことでは、お願いは今、しているところであります。

4番 ぜひ、今言われたとおりに、ファミリーマートさんで実際会社の費用を充当して移動販売車となるものを今持っているような形であろうかと思えます。しかしながら、やはり当初で組んだ予算、それをしっかりと、町民のために使うためにも、例えばバス運行、例えば個人、地域的に民間グループがデマンドバスとかいろんなバスを、運行計画を地域の人間が考えてサポートしているという行政区が多々あろうかと思えます。こういう移動販売、買い物弱者等々をサポートしていくためにも、せっかくの予算を組んだのである以上、業者と話し合いをしたというだけではなくて、例えば地域の中で地域ぐるみでそれを使い、そういう弱者関係、いろんななかなか外に買い物に出ていけない方々へのサポートを、しっかりと改めて地域におろして考えていく必要性があろうと思えます。

まだ年度途中であります。この時期に400万円を削減するのではなく、しっかり協議する必要性があると思えます。どうですか。

まちづくり課長 県のほうとも確認しながら進めてきたんですけれども、やっぱり県としても、このような補助率で行っても難しいというのであれば、先ほど申し上げたように、移動販売車を購入しての対策というのは難しいところがあるんでないかというふうなこともありましたのでこういう判断をしたわけなんです。

地域と、今後はどういった方法で買い物弱者対策をやればいいのかというところは十分話し合う必要があると思います。現状においても、幾つかの業者さんが自分の販売車を持ちまして運行しておりますので、そういった方々の状況なんかもお聞きしまして、買い物弱者の方々も日々たくさんいますので、そういった地域の方々やはり今後どうすればいいのか、対策するというか……、業者さんですね。業者さん立場も考えて、どういうふうな支援の方法がいいのかをじっくり検討していく必要があるなというふうに感じておりますので、今後そういうふうにと検討していきたいと思っております。

副議長 ほかに質疑ありませんか。

1番 同じく20ページ、第3款民生費でございます。福祉の町推進費でございます。ここで福祉の町推進事業の中で、灯油購入費助成金とございます。130万円計上になってございますけれども、これは何人の方に助成して、その助成した方法はどのようにやっているのかお答え願います。

税務福祉課長 この灯油購入費助成金につきましては、県の事業というふうなことで、平成25年の灯油の高騰時期から始まりましたけれども、このたび私どもにつきましては、灯油というふうなことで、高齢者がやっぱり冬場に暖房費というふうなことで経費がかかるということから、世帯としましては260世帯というふうなことで、ご購入相当の費用をおあげするというふうなことを考えております。

それで、登録していただいた業者、灯油を配給できる業者のほうと契約をいたしまして、そのところから購入した灯油につきまして、各世帯ごとに業者に、それを支払っていただくというふうな購入券を発行する予定でおります。それで、260世帯掛ける5枚、5,000円ということとで、130万円の予算をしております。

副議長 暫時休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時39分 再開

副議長 再開します。

1番 今の課長の答弁で燃料高騰というような言葉が出ました。それで、現在の原油価格は随分下がっております。今後、県の助成というようなことがありますけれども、原油価格が下がって燃料等が下がってきた場合、この助成というのは、今後はどうなる見込みですか。

税務福祉課長 今回の補正につきましては、県の補助金は組み込んでおりませんが、昨日、県のほうから通知がありまして、今回は灯油の高騰ではなくて、県のほうの考え方といたしましては消費税が増税になったというふうなことで、または年金の引き下げがあったというふうなことで、高齢の方々の低所得という生活を支えるという観点から、ことしも県のほうで町が行う事業につきまして補助をするということで、県といたしましては2月の定例議会のほうに予算を上程するというふうなことで通知が入っております。

副議長 ほかにありますか。

4番 今の同じ項目になります。目的としましては、今まで、昨年度までは灯油の高騰というような形があって、今回は今言われたとおりに消費税並びに年金の減額等々でサポートするということかと思えます。この言葉で言えば、灯油購入とありますね。今現在、社会環境がどんどん変わってきて、CO₂削減、いろんなその取り組みの中で、家庭におかれる燃料の捉え方が違ってきているかと思えます。例えば、オール電化、ガス等々があろうかと思えます。灯油を一切使わなくて暖房、お風呂たき、調理等やっている家庭の調査をしながら、均等平均に補助、助成、サポートできるような体制をやっておられるのですか。

税務福祉課長 この灯油購入の助成事業につきましては、世帯の対象といたしましては、町民税が非課税で、あとはひとり暮らしであったりとか、あと二人暮らしであるというふうなこと、あとは障害者のいる世帯、それから母子・父子世帯、それから歳末助け合い募金の支給の世帯というふうなことで、それぞれの家庭においては暖房のとり方はいろいろあろうかと思えますけれども、そういうふうな世帯に向けて助成をするという考えのもとに行いますので、そういうふうな実情につきましては、灯油だけでない電気というふうなことも捉えられるかと思えますけれども、そちらのほうまではまだちょっと考えておりませんので、これから実態をつかみながら検討してまいりたいと思えます。

4番 老人の家庭がふえて、ひとり暮らしの家庭がふえてくる。灯油を入れる力もなくなるとは言えません。大変な作業であります。なおかつ、灯油ストーブイコール火災の可能性もあると。今、電気だけが暖房器具、非常に発達しております。安全面においても、小さい部屋の場合は灯油より、夏は冷房、冬は暖房という電化商品で部屋を暖めて暖をとるというのが、非常に推進されている状況かと思えます。ましてや、お風呂等の沸かしに対しても電気を使うような器具がどんどん開発され、それに関しては県・町のリフォーム補助金も該当になるような器具が多くあろうかと思えます。そういう観点から見ても、今後の社会において平等化を期するためにも、そういうエネルギーの使用の確認をしながら、町民全般にそういうふうな規定を設けて範囲を設定している老人家庭、福祉家庭、いろんな家庭の中の調査をしながら、平等な助成体制になるように今後検討するべきだと思いますけれども、いかがですか。

税務福祉課長 ただいま大変よいご意見をいただきましたので、その表題としましては灯油購入

費となっておりますけれども、その辺の解釈を踏まえた形で、それをさらに拡大するような方向で考えていきたいと思えます。

副議長 ほかに質疑ありませんか。

6番 同じページです。3の1の1社会福祉総務費でございますが、内容を見ますと、今回の地方創生にかかわる上乗せ分の財源の補正でございますが、話はわかるんですが、この表記の仕方がちょっとわかりません。20ページの上の財源の内訳がありますよね。言っていることはわかるんですよ。お金に色がついていないので、国庫支出金を150……、反対か。一般財源を減らして国庫支出金を150万円、それはわかります。ただ、ここで150万円を減らす部分について、こっちの21ページのほうを見ると、普通の給与部分で相殺していますよね。この150万円というのは、内容を見ますと医療給付の扶助費ですよ。さっき言ったようにお金に色がついていないので分けることはちょっと難しいのかもしれませんが、こういうやり方でいいのか。こういう方法しかないのか。そのあたりをお伺いします。

総務課財政管財班長 予算書を作成するというふうなところの作業ということでご理解をいただきたいんですけども、予算書を編成する上で、この款項目に、事業に、この財源を充当するというふうなこととなります。そうすると、歳入のいわゆる特定財源、一般財源の表示に関してはこのような表示にならざるを得ない現状でございます。この点については、システム上の問題、または表記の問題というふうなことでご理解を賜りたいと思えます。

6番 しょうがないと言えばしょうがないのかもしれませんが、もしできるのであれば、わかりやすいように、一般財源マイナス150万円、あと給与手当11万円と書けば、150万円はそういうことと、地方創生による上乗せの財源の補正だとわかるんですけども、これだと財源の補正、上乗せ部分から給与をやっているような、そういうような仕組みにしか見えないので、できないと言われればしょうがないのかもしれませんが、今後何かあれば、マイナス150万円、11万円とか、そういうような表記ができればそのほうがわかりやすいかなと思えますけれども。

総務課財政管財班長 現在のシステム上、このような表記しかできないというふうなことでございます。実際には、斎藤議員さんおっしゃるとおりの財源の移動になるわけなんですけれども、どうしてもやっぱりシステム上の課題というふうなことで、これ以上、現在のシステム上では改善することはできない現状にあるかと思えます。

副議長 ほかに質疑ありませんか。

5番 ページが20ページであります。老人福祉費の中の移動販売車購入、この助成補助金。三角の400万円でありますけれども、先ほど来のこの回答を聞いていますと、ファミリーマートでも断られた、さらに募集したけれどもいなかった。だけれども、今後、今現在移動販売をやっている方、あわせて商工会等も検討していきたいというふうな回答があったように感じま

したが、であるとすれば、当初の目的を達成するために、もう少し検討してもよかったですのではないのかなという感じです。要するに、何でこの時期にマイナス400万円というようなものを持ってきたのか。3月の段階でも遅くなかったのではないかなと。もう少しこれを、買い物弱者等のためにするというふうな目的があるとすれば、年度ぎりぎりまで十分これを検討すべきじゃなかったのかなというふうなことが第1点と、あとファミリーマートで移動販売車を持っているわけでありまして、この移動販売について、じゃあそういうところをサポートしてくれるような体制がすぐできるのか。この辺についてお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 軽トラックに積み込む移動販売車を想定した予算でありましたが、この車は発注を受けてから納車するまで3カ月以上かかるというふうなメーカーのほうの話でありまして、やはり今までもずっと商工会さんのほうを通していまして、継続的に受け入れ先ないかというようなことは話をしてきたんだけど、やはり見込みがないというふうなこともありまして、このような形にさせていただいたところでありまして。

ファミリーマートさんの既存の展示しております移動販売車を活用して何とかお願いできないかというふうなことは、何度かお願いはしておるところなんですけど、オーナーさんのほうの回答では、やはり自分がそれを運転して回るというふうな方法を考えているんだけど、なかなか自分がシフトに入っていて時間がつくれなくて申しわけないと。それで、何とかその合間を見て回ろうと思っているんですけど、今のところはちょっと難しく、もう少ししばらく様子をちょっと見させてくださいというふうなことでもありまして、あと何かいい方法はないんだろうかということをお話ししているところなんですけど、じゃあちょっと本社のほうとも相談してみるというふうなことで、今現在そんなような状況であります。

5番 今現在、町の商工業者の中で移動販売をしてくださっている方がおられるわけでありまして。この方々へ、町の思いといいますか、こういったことをしたいというようなところを話をしてみたのか。そしてまた、その結果がだめだったのか。この辺についてお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 先ほど申し上げたように、8月に公募をして説明会を行いましたけど、そのときは来られました業者さんとは1時間半から2時間ぐらいかけてじっくり話をし、現状、それから移動販売車を運行するに当たっての難しさ、いろいろな話をお聞きしたところです。

それで、現在やっている方、その方は過去もやっていたりして現在休んでいる方なんですけど、そういった実態はお聞きしました。

それから、それ以外の方でも地域でやっている方もいらっしゃいますので、その方とも今後はじっくりと話を聞いて、今現在継続している方ですけど、町としてのサポートの仕方をどうすればいいのか、あと後継者の問題もあると思いますけど、その辺を今現在はその方とは話をしていないので、じっくりと話をしサポートの仕方をどうすればいいのかと

というようなところを考えていく必要があるかなというふうに思っているところです。

5番 そうしますと、今回このように減額補正というふうな形になりましたが、次年度以降において、こういうような方がしたいというふうなことがあるとすれば、町のほうでも対応していくという考え方なのか。この辺についてお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 この補助事業については、今年度限りというふうなことになるまして、県からの補助金を受けてこういった事業については、来年度以降は難しいというような状況であります。

ただ、先ほど申し上げたように、町としてのサポートの方法、こういう方法がいいんじゃないかというようなことが見つければ、そういったことを上司のほうと相談して、財源等もありますので、新たな補助の仕方を検討する必要があるかなと思っております。

町長 移動販売車について、先ほど4番、5番さんありましたけれども、お話を聞いてみますと、やっぱり今商工関係の方でするルートと、それから4番さんが言ったようにそれぞれの地区なり地域でこれからの買い物弱者を、利用するというふうな観点から、地域で誰かボランティアと申しましょうか、そういう方が出てくる、発掘する、人材を育成するというような方法と2通りあるんじゃないかなというふうに今感じましたので、その辺もしっかり、県の補助金はなくなりましたけれども、買い物難民は、これは続くわけでありまして、これは町の姿勢として、これから単独補助でもやりながら、やはりこの対応をしていかなければならないし取り組んでいかなければならないと思います。

副議長 ほかに質疑ありませんか。

5番 16ページのまちづくり推進費であります。その中の地域おこし協力隊事業、これは金額が10万円等々ありますけれども、このたび2名ほど採用されたというように話を聞いております。一人は加工場の販売関係等を担当するというふうなこと。もう一人の方はちょっとわかりませんが、要するに究極的な目的は、地域おこし協力隊の方々が舟形町に定住する。定住するためには、3年契約後に自活できるような体制の構築というようなものが求められるわけであります。

そういった中で、今回採用された方々がどのような形で定住できるような形で持っていくのか。町の考えをお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 このたび12月に山形市のほうから特産品の売り上げを職務とした1名の隊員、男性。それから、1月には埼玉県の方から来ます男性1名が新たに加わります。この方々と面接をした結果、やはり定住を目標にしていきたいというふうなことはあります。それで、これを収入源としてやるというふうなところは、はっきりというふなことは、ちょっと今のところは、決意というところは聞いてはいないんですけども、やはり活動しながら本人ともいろいろ話し合いをしながら、舟形町の現状を肌で感じてもらいながら、それからじっく

りと話し合いをしながらそれは探っていかなければいけないかなというふうに思っております。

5番 そうしますと、面接の際に、舟形に定住していただきたいというようなところについては、強く言って採用したというようなことでよろしいんですか。

総務課長 面接試験については、私と町長が行きまして面接を行っております、田舎のほうで暮らしてほしいというふうなことは伝えてあります。ただ、田舎のほうでどういった仕事をして、自分の仕事を見つけていくかというようなことについては、その人、その人の考え方もあるでしょうから、それはその人の考え方を尊重して、それを町のほうでバックアップできればというふうに思っております。

ちなみに、神山という者がおりましたけれども、前は長沢和紙を自分の将来的ななりわいとしていきたいということで進めておったわけですがけれども、ちょっと家庭の事情で帰られてしまいましたけれども、その人、その人でやりたいことが違うと思いますので、例えば農業をやってみたいという人も来るかもしれませんし、施設園芸の方もいるかもしれませんし、そういったいろんなことを思い描いて来ると思うので、その人の意向に沿った形で舟形町に定住できるような支援を町のほうでやっていく必要があるのかなというふうに思っております。

いずれにしても、本人の意向を大事にしていかなければならないのかなというふうに思っています。

5番 ただいまの答弁は当然なのかなというような感じはしますけれども、基本的に定住していただきたい。これが、ひいては地域の活性化にもつながるというふうに感じますので、町、そして地域の方々が協力して生活できるような環境づくりというようなものを進めていきたい、進めていただきたいというようなことを感じております。

副議長 答弁は。（「いいです」の声あり）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長 これをもって、歳出の第1款議会費から第4款衛生費について、質疑を終結いたします。

続きまして、歳出の第6款農林水産業費から第11款災害復旧費についての質疑を許可します。質疑ありませんか。

8番 26ページの観光物産センター管理費の中についてお伺いします。観光物産センターの中で35万円の補正があります。よく見てみますと、光熱費でありますけれども、その内容をお伺いします。

産業振興課長 この35万円の補正については、26年度の実績を見まして補正したということになります。内容については、全て電気料になります。

8番 11月で、あそこの物産センターの食堂をやめたんですか。今まで食堂をやっていた方が11

月13日ごろをもって、営業を停止したという経過があります。その中で、その後継、またはそれをやってくれる人が、オーナーがいるのかどうか。

また、それと関連しますと、あそこを閉鎖して光熱費がふえたということ。その関連がどうなっているのか。ちょっと私、疑問に思ったものですから、よろしく説明をお願いします。

産業振興課長 確かにこれまで物産センターの中で食堂というふうな形で提供していただいた叶内さんについては、10月の半ばをもっておやめになるというふうな話を受けまして、それは商工会を通しながら了解したというような形になっております。

それで、その食堂を経営している際にも、電気料相当分1万円は実費というような形でいただいて充当しております。それで、このたびの補正というふうなものについては、先ほど言いましたように昨年度の実績から追っていきますと、この数字が足りないというふうなことで、急遽お願いしたいというふうな話になります。

あと、その後継者については、再度叶内さんの今までやってきてくれた食堂の出し方の提供じゃなくて、別の形もないかというようなことも含めて、今検討しながら、次年度に向けての対応を今検討しているところであります。

8番 今まで食堂があって、その待ち時間を待っている人たちやいろんな方が大変利用して、便利だというお話も聞いておりますけれども、観光物産は町の顔でありますので、なるべく人の多く集まるような集客的な事業を行いまして、できれば後継者を早急に探して、そして買い物弱者なり高齢者の栄養管理なり、いろんな点で大きな貢献があらうかと思っておりますので、その辺の後継者の発掘なり、どのような形でやっていくのか。その辺お伺いします。

産業振興課長 今議員さんがおっしゃるとおり、あそこは町の観光の情報発信、さらには収集する場所というふうなことで中心にやっているわけですので、そこにも確かに診療所の後にお立ち寄りいただくという方もかなり多かったということもありますので、その辺で軽食というふうなものについての考え方で今後やっていこうかなということで今案として考えていますけれども、今議員さんがおっしゃられたような形で、いろいろどんなものがあるのか、さらにはそれをやってくれる方々も含めて募集しながら進めていきたいというふうに思います。

副議長 ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長 これをもって、歳出の第6款農林水産業費から第11款災害復旧費についての質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決します。議案第60号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙

手願います。

(賛成者挙手)

副議長 挙手多数です。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第61号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）について

副議長 日程第2 議案第61号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）について議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

副議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長 これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長 討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決します。議案第61号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長 挙手多数です。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第62号 平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

副議長 日程第3 議案第62号 平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

副議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番 62ページの1款1項1目の右のほうでございます。公営企業会計移行業務委託料、マイナス1,700万円。この内容についてお伺いします。

地域整備課長 この件につきましては、平成29年に公営企業会計に移行するというので、その準備のために、その内容的には会計業務委託の準備のいろいろな作業があるわけですが、その業務委託と、企業会計システムのほうに移行するための業務委託というふうなことで計上しているものであります。

6番 計上はわかったんですが、1,700万円も減額になるんですか。

それと、今29年度の公営会計云々ありましたけれども、そのほかの事業についても、一般会計そのものについても移行しなくてはいけなくなるわけですが、これだけ先行してやっているんですか。

地域整備課長 1,790万円の減につきましては、当初の段階で単年度で終わる内容の業務ではなく、2カ年分の業務委託の計上でございましたが、単年度分の契約というふうなことで変更させていただいて、単年度分の契約になりましたので、その分の減というふうになります。

あと、一般会計とのかかわり……。いいですか。

6番 そうしますと、その契約が変わったということになりますと、来年度また同じぐらいの一千八百何がしの予算が必要だということなんですか。

地域整備課長 はい、そのとおりでございます。ただ、金額的に、なお精査してというふうなことになろうかと思えます。

副議長 ほかに質疑ありませんか。

6番 済みません。先ほどの質問ですが、どなたに聞けばいいのかわかりませんが、そのほかの会計については今後どのようにお考えなのかお伺いします。

総務課財政管財班長 簡易水道事業の今回のシステム改修の業務委託に関連するというふうな質問になるかと思うんですけれども、今回簡易水道事業が上水道に変わるために公営企業会計というふうなことで、水道事業が公営企業会計に移行するというふうなことでございます。いわゆる特別会計から公営企業会計に移るというふうにご理解いただければと思います。

それで、そのほかに農業集落排水事業、公共下水道事業の特別会計がございますけれども、こちらのほうはまだ特別会計のままというふうにご理解いただきたいと思います。一般会計からの繰出金等、そのほか起債の関係とかいろんな関連はあるんでしょうけれども、一般会計は一般会計のままで予算編成の部分として残る部分はございますけれども、簡易水道事業の特別会計については公営企業に移行するというふうにご理解いただければと思います。

副議長 ほかにありませんか。

4番 62ページ、施設費の2款1項1目委託料238万円、工事請負費3,590万円の減額。内容をお聞かせください。

地域整備課長 これにつきましては、沖の原の浄水場の入札による不用額というようなことで減額という内容です。

4番 工事費ということですので、それはわかりました。今回、石綿管入れかえで、最終の沖の原地区の事業が終わって、その事業の部分も入っているのかなという形でちょっと伺ったんですけれども、管を入れかえた後の道路補修事業が滞りなく終わったわけですが、その後、白線引きをしております。白線は新しくなった道路に線を引いて、中間、ちょっと舗装がもつ部分は舗装を起こさないでそのままのところ、白線が引かれていないという、ち

よっと見た感じ変な線の引き方。わざわざその数メートルの区間をなぜ線を引かないというふうな手当てをしたのか。ここで質問することかちょっと、款、項目がずれていたら大変申しわけないですけども、説明をお願いします。

地域整備課長 確かに今管の入れかえでの舗装については、補助事業と単独事業でやっている部分がございます。多分、やっていないというのは、単独でやっているほうかなというふうには思いますけれども、引かないのではなくて、これからいろいろ手続の関係の中で対応していくというようなことですので、その辺ちょっとご理解いただきたいというふうに思います。

4番 沖の原地内の道路舗装補修したところを見ると、大変おかしく線が引かれております。私も不思議に思って、地域の方も不思議に思っています。ぜひ、舗装をし直していない部分に引かない部分は、今後引かないんじゃないじゃなくて、やはり白線があることによってあの路肩の確認ができながら安全に車が走れるかと思しますので、一応確認をしてみてください。非常におかしくなっております。

副議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決します。議案第62号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長 挙手多数です。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第63号 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

副議長 日程第4 議案第63号 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

副議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長 これより議案第63号を採決します。議案第63号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長 挙手多数です。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第64号 舟形町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の設定について

副議長 日程第5 議案第64号 舟形町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の設定について議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

副議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番 個人情報ということ、マイナンバー制度、まだ理解は完全にしていないんですけれども、行政で通常の行政事務、また特殊な行政事務、また各行政間のいろんな連絡をとるための事務と、これからこのマイナンバー制度の舟形町町民に対する配付状況がもしわかりましたら、お知らせ願いたいと思います。

副議長 暫時休憩します。

午前11時36分 休憩

午前11時36分 再開

副議長 再開します。

まちづくり課長 マイナンバー通知カードの発送状況なんですけど、これは12月4日現在であります。全部で1,902通、舟形町内に郵便局を通して配達されております。

それで、舟形町の世帯数は1,890なんですけど、その差がちょっと多いんですけれども、これは何でかという、居所登録というふうなことを行っておりまして、その世帯に住所はあるんですが、入院とかそういった都合で実際の住所地にはいなくて別なところに、病院とか施設のほうに届けてほしいというふうなものがありますので、1,902通というふうなことにあります。

それで、配達できなかったと、郵便局員がその世帯主の名前で家族分配達になるわけなんですけれども、そこで留守とかで配達できなかったということで、役場のほうに来ているものが62通あります。それで、その内訳が、5通が死亡されていると。それから、3通が転出していると。7通は、連絡をして既に交付済みであります。47通がまだ保管しておりまして、これから住民基本台帳等を活用して文書、それから電話等で配付先をこれから探すということになります。

8番 舟形町の世帯数が1,890、配達した数が1,902通とありますけれども、また不納が62通。何か計算上合わないんですけれども。

一般行政事務上で個人ナンバー、マイナンバーを使わない事務がありましたら、その辺をお聞きしたいと思います。

総務課長 今、住基情報とかいろいろあって、使っているわけですが、そのナンバーを使って使用することができるのは、あくまでも法律に定められたもの並びに今回の条例で定めたもの以外は使えないということになります。したがって、これからいろんな行政課題、それから法律改正、いろんな補助事業とかいろいろ出てきた場合については、新たな事務を使う場合は、その都度条例の改正が必要になるというふうなことでございます。

今のところ、番号を使わない情報を使うのであれば、特に問題はないと。番号を使って、いろんなものを、その情報を得る場合については、それは条例、法律に基づいたものでなければだめだということになります。

副議長 いいですか。ほかにありませんか。

2番 マイナンバーのことなんですけれども、先ほど課長がワンストップで行政サービスが受けられるということだったんですけれども、やはり今度、行政サービスはいいんですけれども、やっぱりそれを利用する、悪事を働く者にとっては、やっぱりそれを入手したら使いやすいという面も出てくると思いますので、セキュリティーのほうは万全にやっていただけるのでしょうか。

総務課長 これについては、国のほうでも罰則を定めておりますけれども、町のほうのシステムについては、町の中で情報が漏れるというふうなことがないように、職員の研修も行いますし、あとは職員が使っているパソコンと、それからこのデータ、マイナンバーを使うパソコンは連携しておりません。断絶しておりますので、それらのナンバーを付したデータが外に、そこから、パソコンから出ていくとか、それから通常であればウイルス関係のソフトもついてるので、そこに入ってくるというようなことについては、基本的には専用回線ですのでできないというふうなことであります。

ただ、住民がその番号を見せたり、カードを見せたり、そういったことについては漏れる可能性がございますので、それについては十分注意喚起を今後もしていく必要があるのかなというふうに思っております。

副議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決します。議案第64号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

(賛成者挙手)

副議長 挙手多数です。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第65号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定について

副議長 日程第6 議案第65号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定について議題としま
す。提案理由の説明を求めます。

税務福祉課長 (朗読、説明省略)

副議長 暫時休憩します。

午前11時55分 休憩

午前11時55分 再開

副議長 それでは、再開します。

ここで午後1時15分まで休憩します。

午前11時55分 休憩

午後 1時14分 再開

議長 休憩前に復し、会議を再開いたします

これより質疑に入ります。

6番 1点。内容ではなくて、ちょっと確認させてください。私、ちょっとわからなかったもの
ですから。

議案書の15ページです。第2条の件でございますが、ここに書いてございますが、第2条、
「第1条のうち第2条第3号及び第4号の改正規定を削る」と。先ほどの課長の説明では内
容はわかりましたけれども、こういうふうを書くのであれば、こっちの新旧対照表の7ペー
ジにこういうふうに表示しているわけだから、こういうことを文章でここに書いてもらわな
いと、ただ削るだけでは私はわからないと思うんですけれども。そういう配慮をしたほうが
よろしいかと思えますけれども、課長どうですか。

税務福祉課長 3月の専決におきましても、規則のほうで4号のほうに第1条中舟形町税条例
第2条第3号及び第4号、そして第27条と、こういうふうな続きになっているんですけれど
も、この文言を削るというふうなことなものですから、こういうふうな議案書の形態になり、
また新旧対照表の記載事項というふうになっております。

6番 なっておりますではなくて、我々にわかるように、私だけかもしれませんが、わからないのが。ただ、ここに「改定規定を削る」だけではね。皆さん、わかりますか。何を言っているのかわかりますよね。先ほど課長は説明して、前にその専決があった部分を削るということでしょう。よくわかったんだけど、ただこう書くのではなくて、こっちは7ページにあるわけだから、言葉で削る内容を書いてもらったほうがわかるんじゃないかなと。今後、これからこういう税条例、さまざま改定があるかもしれませんが、そういう配慮をもらったほうが皆さん理解できるんじゃないかなと。わからないのは私だけかもしれませんが、そういうお願いをしたいということでございます。

税務福祉課長 その改正のやっばりやり方というふうな方法については、やっばり私どもについても複雑で、わからない部分があります。今申されたような形で書き加えることにつきましては、これからできるかと思いますので、そのような方向で考えていきたいというふうに思います。

6番 この上位規程が変わって、下は、町の条例が変わる場合には、これは直してはいけなんですか。こういう上から来たものは。私が言うように、そこに書き加えてわかりやすく説明することはだめなんですか。そういう決まりなんですか。そういう事務になっているんですか。

議長 暫時休憩します。

午後1時17分 休憩

午後1時21分 再開

議長 会議を再開します。

税務福祉課長 先ほども申しあげましたように、専決しました条例につきましてはまだ未施行なものですから、その改正文を今回また新たに改正したというふうなことで、新旧対照表のほうではそういうふうなことしか表示できないというふうなことになっております。

それで、国の施行に基づきまして新たに施行成った場合につきましてはきちんとなろうかと思えますけれども、このたびはこういうふうな改正方法ということで、国または県の準則に準じた形にとらせていただきました。

ただ、今申されたように、不明快なところにつきましては、やはりわかるような形での説明が必要であったかなというふうに思っているところでございますので、今後改めていきたいというふうに思います。

議長 斎藤君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第54条のただし書きの規定により特に発言を許可します。

6番 施行成っていないからだという話はわかりますけれども、そうであればここに出てくるはずがないんじゃないんですかね。そして、こっちの新旧対照表のほうを見てください。ここ

に、旧のほうでアンダーラインになっていますよね。新しいほうでアンダーラインになって、または名称と、新しく言葉が出てきているんですよ。この部分をここに、施行成っていないけれども、ここに「削る」と書いてあるのであれば、ここに表記しなくてはいけないと思うんだけれども。それは違いますか。言葉としてここに入れないかと思うんだけれども。これも施行成っていないから、それはだめだという話なんですか。

議長 暫時休憩します。

午後1時23分 休憩

午後1時23分 再開

議長 再開します。

総務課長 斎藤議員がおっしゃるとおり、その担当課のほうでは準則に基づいて訂正をしているんですけれども、こういうところの改正の仕方について、もう少し配慮のある改正をするべきであるというふうに考えておりますので、今後そういったことで、こういった新旧対照表に基づくような改正をするようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決します。議案第65号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第66号 舟形町舟形若あゆ温泉等の指定管理者の指定について

議長 日程第7 議案第66号 舟形町舟形若あゆ温泉等の指定管理者の指定について議題といたします。提案理由の説明を求めます。

産業振興課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

8番 若あゆ温泉の指定には、舟形町振興公社には何かいろいろありますけれども、前回、5年前の指定管理者制度の中で話し合われたのは、公募による指定管理者制度をとということで強く議会で要望した経過があります。そんな中で、その公募をしないで振興公社になった経過

をお聞きしたいと思います。

産業振興課長 前回、公募によるという話も出ているというふうなことも伺っておりました。しかしながら、これまでの振興公社の実績等を勘案しますと、このまま3年間継続してやってもらったほうがいいのではなかというふうなところで起案しまして、そのような形をとらせていただくというようなことで今回なったというふうなことです。よろしくお願いします。

8番 それでは、これからもそういう町の審査を経て、公募によらないで指定管理者をこれから指定してお願いしていくのか。その辺、お伺いします。

産業振興課長 その件については、きのうの全員協議会の中でも話をさせて、皆さんのほうからいろいろな話を伺わせていただきました。確かに、やはり民間の活力というものをやっぱり有効活用するというふうな形のものもやはり採用していくべきだということもありますので、次回、3年後のこの指定管理のものについては、民間の活用というふうなことも視野に入れて、再度検討したいというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

5番 テスコートのところに、前の観光情報館として使っていた施設がありますけれども、まず第1点はその施設が今現在どういうふうな活用をされているのか。もし活用されていないとすれば、今後どのような形で活用していく考えなのかお聞きします。

産業振興課長 今現在は、あそこのほうについては、今は全然使用されていないという状況にあります。そこでは、今いろいろな体験学習というふうなところを取り入れながら、その会場でやるというふうなことを想定していましたが、今のところ使用されていないというふうなことで、今はあき状態になっています。

それで、今後ですが、あそこも以前物産センターというふうな形でやっていたけれども、それは今ご存じのとおり駅のほうに情報館という形で位置づけていますので、そこの利用については、その四、五年前の陶芸等の体験学習というふうなことも行っている経過もありますので、そんな形でその前にあります陶器をつくっている方もいますので、その方とお話をしながら、そういう場所での教室、講習会等にも使用されればなというふうなことで考えていますので、今後広く活用を考えていきたいとしたいと思います。

5番 今現在使われていないというふうなところを考えていくと、その隣に薫風がありますけれども、そこにも影響しているんじゃないのかなと心配されます。要するに、交流人口が減ってきているんじゃないのかなというふうに感じるわけであります。

そういった中で、一例として、毎日やれば一番ベターなんですけれども、瀬見小学校を活用した土日の喫茶店をやっていますよね。あの辺で、とりあえず土日オープンの喫茶店等をやっていたかしながら、試行的な活用というふうなことを考えてもいいんじゃないのかな。というのは、あそこにグラウンドゴルフかな、その方々も多数来ているわけですから、そうい

うふうな方々も休める場所として、あと景観もよろしいわけですから、この辺で土日オープンの喫茶店というような形のものでもいいのかなと。ただ、人選が非常に難しいということはわかりますが、一つの案として検討してもいいんじゃないかなということで提案です。

産業振興課長 今言われたように、確かにあそこは温泉主催のゲートボールの大会も年1回というふうな形でやっていますし、かなりの回数であそこの協会のほうで使っているということもありますので、その辺のことも含めると、今議員さんが言われたような喫茶というふうなことについては、可能かどうかも含めまして広く考えていきたいと思えます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決します。議案第66号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第67号 舟形町農林漁業体験実習館等の指定管理者の指定について

議長 日程第8 議案第67号 舟形町農林漁業体験実習館等の指定管理者の指定について議題といたします。提案理由の説明を求めます。

産業振興課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案67号を採決します。議案第67号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第68号 平成27年度簡易水道再編推進事業（統合簡易水道）沖の原浄水場築造工事請負契約の一部変更について

議長 日程第9 議案68号 平成27年度簡易水道再編推進事業（統合簡易水道）沖の原浄水場築造工事請負契約の一部変更について議題といたします。提案理由の説明を求めます。

地域整備課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

8番 設計変更箇所の明細な説明をお願いします。

地域整備課長 躯体ポンプの配管を通すための整備工事を追加したものであります。本来であれば、機材設置は来年度になっているのですけれども、その経費の分をこのたび補助事業の予算も配慮して変更させていただきたいと考えています。

議長 ほかにありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決します。議案第68号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第10 舟形町選挙管理委員会委員及び舟形町選挙管理委員会補充員の選挙

議長 日程第10 舟形町選挙管理委員会委員及び舟形町選挙管理委員会補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第1項及び第2項の規定により、指名推選としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は議長が指名することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。したがって、指名は議長がすることと決定いたしました。

選挙管理委員会委員には、小野満君、植松敦子君、小國友昭君、沼澤仁君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました小野満君、植松敦子君、小國友昭君、沼澤仁君

を選挙管理委員会委員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、小野満君、植松敦子君、小國友昭君、沼澤仁君が選挙管理委員会委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員会補充員に第1順位伊藤良一君、第2順位澤内修一君、第3順位伊藤義範君、第4順位稲毛陽子君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方々を選挙管理委員会補充員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位伊藤良一君、第2順位澤内修一君、第3順位伊藤義範君、第4順位稲毛陽子君、以上の方が順位のとおり選挙管理委員会補充員に当選されました。

日程第11 委員会付託の審査報告

議長 日程第11 委員会付託の審査報告を議題とします。

初めに、請願第3号 「経壇原水利組合管轄の農道に関する請願」。

佐藤総務常任委員長に報告をお願いします。

総務振興常任委員長 平成27年12月10日 舟形町議会議長 八鍬太殿。総務振興常任委員会委員長 佐藤広幸。

請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

受理番号、請願第3号。付託年月日、平成27年9月9日。件名、経壇原水利組合管轄の農道に関する請願について。審査結果、不採択。以上です。

議長 これより、請願第3号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより請願第3号を採決します。請願第3号は委員長報告のとおり不採択と決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。請願第3号は委員長申し出のとおり不採択と決定いたしました。

陳情第4号 TPP交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める陳情。

佐藤総務振興常任委員長に報告を求めます。

総務振興常任委員長 平成27年12月10日 舟形町議会議長 八楸太殿。総務振興常任委員会委員長 佐藤広幸。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

受理番号、陳情第4号。付託年月日、平成27年12月9日。件名、TPP交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める陳情。審査結果、採択。以上です。

議長 これより、陳情第4号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより陳情第4号を採決します。陳情第4号を委員長報告のとおり決定とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

ここで、文書作成のため、暫時休憩をいたします。

午後1時47分 休憩

午後1時48分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

お諮りします。ただいま意見書の提出の件で議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

追加日程第1 発議第7号 TPP交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求め
意見書の提出について

議長 追加日程第 1 発議第6号 TPP交渉に関する意見書の提出について議題といたします。事務局、朗読。

事務局 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発議第6号を採決します。意見書を提出することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。発議第6号は原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

日程第12 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程第12 閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。

初めに、総務振興常任委員長より報告を求めます。

総務振興常任委員長 平成27年12月10日 舟形町議会議長 八楸太殿。総務振興常任委員会委員長 佐藤広幸。

所管事務調査報告書。総務振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 日時、平成27年10月2日(金)

2. 調査内容(現地調査)

(1) 堀内交流センター解体工事

① 工事の進捗状況は予定工程より順調に進捗していた。

② アスベスト除去工事が残っており慎重に対応すべきである。

(2) 沖の原浄水場築造工事

① 操作室築造工事は予定工程より順調に進捗していた。

② 小松水源地からの導水管工事などは圃場整備と連携が必要である。

(3) 農地整備事業(小松・原田地区)

① 豪雨災害により一部欠損箇所もあったが順調に進捗していた。

② 事業を順調に進めるための財源確保が今後の課題である。

(4) 三光堰頭首工(豪雨による一部決壊)

① 増水により決壊箇所の確認は不可能であった。

② 県と連携し来春の農作業に影響が出ないように対応すべきである。

(5) 「経壇原水利組合管轄の農道に関する請願」の検討

- ①常任委員会の請願者の同席を求め、内容等を確認することにした。
- ②請願者の意見等を整理し、再度検討することにした。

日時、平成27年11月6日（金）

2. 目的、バイオマス発電を利用した循環型農業について。
3. 調査先、新潟県村上市「株式会社 開成」
4. 調査内容。

この会社は、平成13年に策定された「村上市地域新エネルギープラン」に基づき事業調査委員会を設置し、平成21年には「瀬波温泉熱利用温室ハウス及びバイオマス発電事業化計画」に着手し、地域資源利活用型温室ハウス2棟による南国果樹栽培を開始した。その後、バイオマスエネルギープラントの建設により、温室ハウスへのバイオガス温熱供給、電力業者への売電を開始した。

また、メタン発酵消化液の圃場散布による稲作栽培（30ヘクタール）に取り組んでおり、米穀の販売、農産加工品製造販売による循環型農業の確立を目指している会社である。

当プラントは、有機性廃棄物（一般食品廃棄物、事業系食品廃棄物）の受け入れ処理、有機肥料の製造、エネルギー供給（電気、温熱）の3事業をこの施設のみで行っており、それぞれの事業収益が期待できるシステムである。

また、本事業はごみ処理費用抑制による財政削減、循環型農業による環境保全、地域での安定的な雇用創出にも貢献しており、同システムの波及効果が期待されている会社である。

当プラントは、未経験者でも運営が可能であるシンプルなシステム設計で、施設運営ノウハウも確立されており、新規参入しやすい環境にあるため、本町においても地域資源の活用による循環型農業の構築を目指し、特産のネギ、ニラ、アスパラなどの残渣を活用したシステムを検討していく必要があると感じた。

平成27年11月9日（月）

2. 目的、経壇原水利組合管轄の農道に関する請願の審査。
3. 調査内容

上記の請願について、請願者及び関係者から詳細について聞き取り調査を行いました。

（1）出席者

（有）舟形マッシュルーム 長澤社長

経壇原水利組合 沼澤組合長

経壇原町内会 奥山町内会長

（2）調査意見

- ①町道に編入された場合の道路幅、沿線上の地権者との相談等は全く白紙の状態である。
- ②水利組合としては、現行の道路で何ら農作業等に影響はないと考えており、請願者の意思

統一がなされていない。

③本件の請願については、水利組合の役員会には報告しているが、沿線の地権者とは白紙の状態である。

④住宅、車庫等の移転を考えた場合、拡幅工事は困難と思える。

(3) 審査結果

今後、再度関係者で意思統一を図り、検討すべきである。

以上ことから、現段階では不採択とする。以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

続きまして、文教民生常任委員長より報告を求めます。

文教民生常任委員長 平成27年12月10日 舟形町議会議長 八楸太殿。文教民生常任委員会委員長 奥山謙三。

所管事務調査報告書。文教民生常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 日時、平成27年11月5日木曜日。
2. 場所、新潟県十日町市博物館。
3. 調査内容

笹山遺跡は、約5,000年前の縄文中期から後期の遺跡で、昭和55年から発掘調査されて出土した土器や石器(928点)が一括で平成11年6月7日に国宝に指定されました。これら国宝笹山遺跡出土深鉢形土器(火焰型土器)の管理、地域に果たしている役割について調査を行いました。

(1) 博物館の概要・運営について。

昭和54年に開館し、世界有数の豪雪地である十日町市地域に暮らす人々の生活を支えてきた信濃川、産業、織物を中心テーマに重要有形民俗文化財である越後縮の紡織用具・資料(2,09

8点)、十日町市の積雪用具(3,868点)と国宝の土器等が展示されていました。

博物館友の会(約830名)の活動で、多様な博物館事業が実施され、地域文化を発信する拠点であり、郷土の歴史に対する誇りと重みを伝える博物館として運営されていました。

(2) 2020年東京オリンピックについて。

全国の縄文時代の国宝6点の中で、土器として唯一国宝に指定されたものとなっており、火焰型土器を東京オリンピックの聖火台モチーフに採択されるよう、県・十日町市全体の運動として展開していました。

4. 所感

本町での「縄文の女神」常設展示施設として県立博物館分館誘致活動の検討については、本町のみならず交流人口の増加、地域の情報発信、活性化を目的とし、最上地域における文化財保護及び活用の根拠とするため、最上地域全体のテーマとして考えていくべきではないかと感じました。以上です。

議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

日程第13 議員派遣の件議

議長 日程第13 議員派遣について議題といたします。議員派遣の内容については、配付している資料のとおりです。議員の派遣についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

議長 これをもちまして12月定例会に付された事件は全て議了いたしました。町長より挨拶の申し出がありますので、お受けいたします。

町長 それでは、一言御礼申し上げます。

12月8日からきょうまで、3日間にわたっての12月定例議会でありました。ご提案申しあげました9議案につきまして、満場一致決議賜りまして、心から御礼申し上げたいと思います。

今、ちょうど国では平成28年度の予算編成に向けて各分野で予算折衝が始まっております。並行して、第3次安倍改造内閣が発足いたしまして、アベノミクスの第2ステージで、今一億総活躍社会と新しい3本の矢の実現を目指すことが打ち出されたようであります。

しかしながら、毎年、いつの時代でも都市部への恩恵が優先されまして、地方が活性化する実感、これがほど遠い格差の時代が続いていることも事実であります。ぜひとも地方が元気になるように、思い切った政策実現を最優先に取り組んでいただきたいと思います。

さて、時は日をめぐり、日を重ね、年はめぐっております。私は、今議会が最後の定例議会となりました。貴重な時間をおかりしまして、一言ご挨拶、御礼申し上げたいと思います。

顧みますと、このまちづくりというふうなもの、時代、時代の大きな変革の中で、先人の皆さんがたゆみなく苦難の隘路を乗り越えて、町を愛する心、そして誇れるまちづくりと、愛郷無限の心で今日の舟形町の繁栄発展、活性化の礎を築きまして、舟形町まちづくりの歴史と文化をつくり上げたのは、懸命な町民の皆さんの力、町民力のたまものであります。その思いを継承するために、私はただただ、そのかじ取り役ということで今日まで8年間させていただきました。ここに議員の皆様をはじめ町民の皆様、そしてスタッフとして私を支えてくれました町民の皆さんのご指導とご尽力のたまものであるというふうに思います。改めて心から厚く感謝を申し上げたいと思います。

私は今、振り返ってみますと、無我夢中、あつという間の8年間であったように思います。8年前は、小泉内閣での三位一体の改革、あるいは世界経済の崩落、リーマンショックによる地方財政の切迫感もありました。さらに、一段と進む過疎化の現象、混迷する農政、衰退する産業など、都市と地方の格差現象が生じてきた時代でもあったわけであります。

私は常に、この政治の要諦というふうなものであります。先見性と実効性にあると思っております。行政を執行する上で最も大切なことは、町民の皆さんのニーズ、意見、提言、これを的確に捉えて、しかも緩急性を選択して、いかにしてその思いを具現化することでありませぬ。

確かに、町村を取り巻く環境、非常にこの厳しい状況であります。この8年間、私は次の時代に思いをはせながらも、守るものは守り、育てるものは育てて、引き継ぐものは引き継ぎ、改革すべきものは改善しながら、しかも常に財源を懐に持って、逆転の発想を基軸にししながら、創意工夫と先んずる政策づくりと具現化に取り組んでまいりました。

行政の執行展開であります。行政の執行展開というふうなものは、地方自治の基本を踏まえながら時代の流れを予測することが大切であります。その上で現状を捉えながら、5年後、10年後の将来につながる施策は何であるのか。あるいは、何が大切であるのか。そして、舟形

町の形をどのように創生するかなど、トップリーダーが愛郷の精神で、夢と情熱を持って、そして戦略を立てながらその実現に向かって汗を流して努力すること。これが町長に与えられた責務であると思います。

私は8年間の町長職、そして8年に及ぶ収入役でありました。さらに職員として約27年、合わせて43年に及ぶ役場生活の中で、常に自分自身に言い聞かせてきたことがあります。それは、何事にも挑戦する勇気と気概、これをモットー、信条にして、どのような厳しい社会情勢でも、行政というふうなものは町民の皆さんと表裏一体の信頼が基本であるということ。私は常に肝に銘じてまいりました。

さて、ことわざに、消える将、消え去る大将というふうなものは多くを語らずという言葉があります。今、来年2月の町長選挙に立候補を表明している方には、私から差しさわりのない範囲で一言だけ申し上げさせていただきたいと思います。

舟形町は、新庄最上地方で交通の要衝にある立地条件にあります。さらに、ライフライン、下水道等が完備された生活環境条件、これが最も整備が進み、新庄最上地方では一番住みやすい町、これが舟形町であります。ぜひともこの条件を礎にして、農・商・工・官の振興はもとより、定住促進、雇用の創出、人材育成、地域づくりなど、新たなまちづくりについていろいろな角度から、あるいは分野から、領域から、ぜひとも新たな建設計画が樹立されて展開されるものと確信をしております。

いずれにいたしましても、今時代は人口減少社会への突入、少子高齢化の振興にどのように立ち向かっていくかであります。日本一の土偶「縄文の女神」をつくった私たちの先人の皆さんをはじめ、その思いを継承して新たなまちづくりを営々と築き上げてきた先輩町民各位の皆さんの誇り、勇気、希望、期待を大きな糧にして、これからの時代においても舟形町60年の歴史と重みと歩みを教訓にして、なお一層前進する舟形町の発展にぜひともご尽力を賜りたいと思います。

さて、ことしも早いものであと二十日余りになりました。議員の皆さん、町民の皆さんにおかれましては、よい年を迎えられまして、来る平成28年をご健勝で実りのある幸多き年でありますようご祈念申し上げます。

結びになりますが、先ほども申し上げましたけれども、私は舟形町役場職員生活43年という長い歳月でありました。改めまして、議員の皆様、町民の皆さん、そして職員の皆様のご指導とご厚誼に対し、深甚なる敬意を表し、愛する舟形町、ますますのご繁栄、心からお祈り申し上げます、御礼を込めたご挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

議長 奥山町長には、この8年間、議会に対しましても常に誠実な対応をしていただきました。議会を代表して、感謝と敬意を申し上げたいと思います。本当にご苦労さまでした。

以上をもちまして、平成27年第4回舟形町定例会を閉会いたします。長時間の慎重審議、ご

苦勞さまでございました。

午後2時16分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 欽 太

署 名 議 員 伊 藤 欽 一

署 名 議 員 齋 藤 好 彦